

令和3年度 第4回 磐田市廃棄物減量化等推進審議会

日時：令和4年3月18日（金）午前10時～11時30分
会場：磐田市クリーンセンター2階研修室

次 第

- 1 開会
- 2 環境水道部長挨拶
- 3 議事
 - (1) 磐田市一般廃棄物処理基本計画（最終案）について
 - (2) 令和4年度磐田市一般廃棄物処理実施計画（案）について
 - (3) 令和4年度主な取組み（案）について
 - (4) その他報告事項
- 4 閉会

磐田市廃棄物減量化等推進審議会委員

任期：令和2年7月1日から令和4年6月30日まで

(順不同)

| 氏名 | 団体名等 | 継続・新規 |
|-------------------|----------------------|-------|
| フジタ マコト 藤田 允 | 磐田市自治会連合会 | 会長 |
| タマダ フミエ 玉田 文江 | 消費研究グループいそじ会 | |
| テラダ コ 寺田 ヒサ子 | シニアクラブ磐田市 | |
| イトウ コ 伊藤 よし子 | いわた消費者協会 | 副会長 |
| イマイズミ カ 今泉 佳代 | 磐田商工会議所 | |
| ミヤチ ヒロシ 宮地 浩 | 磐田市商店会連盟 | |
| ヤマモト ソウシ 山本 壮志 | 磐田市大規模小売店舗連絡協議会 | |
| イトウ シンヤ 伊藤 慎弥 | 中遠リサイクル協同組合 | |
| ワタナベ 渡邊 カルロス | 磐田市外国人情報窓口 | |
| ネツ ヤスヒロ 根津 康広 | 磐田市議会 | |
| カマダ トシミ 鎌田 俊己 | 一般財団法人日本環境衛生センター専任講師 | |
| スズキ テツイチ 鈴木 哲一 | 公募 | |
| ムトウ ミエ 武藤 美恵 | 公募 | |

(1) 磐田市一般廃棄物処理基本計画（最終案）について

①パブリックコメントへの対応について

- ・ 募集期間 令和4年1月31日（月）～令和4年3月1日（火）
- ・ 提出状況 5件（3名）

| No. 1 | P13 (2) 最終処分に関する課題 |
|-------|--|
| 意見 | <p>最終処分場は民間委託となっているが、なぜ民間委託と計画でしたのか。</p> <p>(1) 今日まで設置して来る迷惑施設の設置場所も反対がなかった訳でもないし大反対もあったと思う。よって反対。同意が得られなかったので断念では今後の迷惑施設の設置の箇所選定に大きな問題を残すことになり大きな問題となる。廃棄物処理法では自治の事務であると思うが責任の放棄であり、受ける自治体への負担の増となり今後問題が起る可能性も出てくると思う</p> <p>(2) 廃棄物は分別を進めることになり、物は減少するかも知れませんが、埋立にまわる物は残る。又、今日の気象状況等かつ災害などに伴い大量に発生する廃棄物処置に困ることになると考えられる。よって、処分場の規模の大小にかかわらず自治体において不可欠の施設ではないか</p> <p>(3) 中遠広域の事業のひとつの柱であると思うし、この事業が民間委託となると広域行政の柱がくずれ磐田市の立ち位置がなくなるのではないかと思うし、市の責任が問われるのではないか、求心力も落ちてくるのではないか。</p> <p>(4) 自前の処分場がないと民間へのけん制作用もなくなり、負担増になるのではないか。</p> <p>結論として、これまで何点か記しましたが、最終処分場は規模の大小を問わず、自治体の自前の処分場を設置することを記し、一方で民間委託も視野に検討をすべき。とすべき</p> |
| 市の考え | <p>中遠広域事務組合（構成市町：磐田市、袋井市、森町）を中心に、圏域の最適な最終処分について調査研究した結果、資源化処理及び埋立処分を民間施設へ委託することが最終処分場を建設するよりも有利であるとの結論に至り、構成市町間の協議を経て方針を決定しました。これに基づき、本計画においては最終処分場設置に係る記載はせず、今後とも災害時を含め、いかなる状況においても廃棄物を安定的に処理できるよう、中遠広域事務組合及び構成市町間で協議し、資源化手法や排出先の検討を進めています。</p> |

| | | |
|-------|--|----------------|
| No. 2 | P22 | (3) その他、新たな取組み |
| 意見 | 10月30日から1月11日まで実施した食品ロス削減キャンペーンを追記して下さい。 | |
| 市の考え | いただいたご意見を参考に(3)2として記載します。 | |

| | | |
|-------|---|--------------|
| No. 3 | P30 | (4) 食品ロス削減対策 |
| 意見 | 一過性に終わるのではなく、キャンペーン前とキャンペーン中、キャンペーン後の廃棄量の変化をデータ化し、広報で公表していただければと思います。また、継続の検討もお願いします。さらに、参加店舗も増加するなど拡散していただければと思います。今回の取組みが磐田市から県内そして全国へと広がってほしいです。 | |
| 市の考え | いただいたご意見も参考に、参加店舗の拡大も含め、キャンペーンの公表や継続について検討していきます。 | |

| | | |
|-------|--|------------------|
| No. 4 | P31 | (5) プラスチックごみ削減対策 |
| 意見 | 新たにNo.19として、市の管理する自動販売機からペットボトルを抑制し、その代わりとして紙製のブリックパック、アルミ缶、鉄缶、ガラス容器への変更を検討する。を追記して下さい。行政が先鞭をつけることで、市内全体そして県内に考え方が波及すると思います。 | |
| 市の考え | いただいたご意見も参考に、No16.マイボトルの利用促進、ノーペットボトルの推進の中で検討していきます。 | |

| No. 5 | P48 (2) 使用料金等の課題 |
|-------|--|
| 意見 | <p>すでに下水道事業は、汚水処理費を使用料収入で賄えておらず、独立採算の原則が守られていない状況であるから、定期的に見直しを検討する必要がある。とされていますが、その状況であれば、見直しを検討するのではなく、見直しを行わなくてはいけないものと思われます。検討をすることを計画するのはどういった考えなのでしょう。</p> <p>また、磐田市の予算を見ると、下水道事業に一般会計より 20 億円以上の繰り入れを計画されているようですが、そんな状況であっても、使用料の見直しを検討する程度で、改正を行わない予定なのでしょう。</p> |
| 市の考え | <p>下水道使用料については、令和 3 年度から令和 4 年度にかけて、市民の代表者等で構成される上下水道事業審議会を設置し、ご意見をいただいているところであり、その審議結果を踏まえて検討していきます。</p> <p>なお、今後も 5 年に一度は審議会を設置し、その後の 5 年間の上下水道料金のあり方を検討していきますので、本計画では当初記載のとおり「定期的に見直しを検討」という表現とします。</p> |

②前回審議会でのご意見への対応

| No. 1 | P27 (3) 最終処分量 |
|-------|---|
| 意見 | <p>国の指針では、最終処分量の定義を直接排出された埋立ごみだけではなく、中間処理後の埋立ごみも含めているため、市の最終処分量の定義を国の指針に合わせては。</p> |
| 修正内容 | <p>ご指摘のとおり、国の指針に合わせて、最終処分量の定義を、直接最終処分量(ごみ収集による埋立ごみ量+自己搬入による埋立ごみ量)+焼却残渣量+処理残渣量とします。</p> <p>また、本市は、本計画期間中に焼却残渣(焼却灰)を全量資源化する方針であるため、最終処分量の目標値としては、令和2年度実績の4,341tから焼却残渣(焼却灰)3,251tを除いた1,090tに対し、約17%減の900tに設定します。</p> |

③事務局による修正

| | | |
|-------|--|--|
| No. 1 | P 2 | 図 1 - 1 本計画と上位計画との関係 |
| 修正内容 | 磐田市一般廃棄物処理実施計画を、ごみ処理実施計画と生活排水処理実施計画に分けたため、両計画名を追記します。 | |
| No. 2 | P 34 | (1) 処理施設における資源化促進体制の整備 2 磐田市クリーンセンターにおける剪定枝などのチップ化の実施 |
| 修正内容 | 資源化を推進し、資源化率の目標達成に向けて取り組むため、具体的施策の「剪定枝などをチップ化し、希望者へ無料で提供する。」を「剪定枝などをチップ化し、資源として有効活用する。」に変更します。 | |
| No. 3 | P 36 | 今後の新規許可 |
| 修正内容 | 収集運搬業のみでなく処理業にも関連した内容のため、7(6)今後の新規許可を項立てし、8今後の新規許可へ構成を修正します。それに伴い、8中間処理計画を9中間処理計画に、9最終処分計画を10最終処分計画に修正します。 | |
| No. 4 | P 37 | 表 2 - 8 中間処理の方法 |
| 修正内容 | 個人事業者は民間事業者に含まれるため、再生利用施設の事業主体の記載を「民間事業者」に統一します。 | |
| No. 5 | P 51 | 図 3 - 6 生活排水の処理目標 |
| 修正内容 | 下水道工事事業は、令和 17 年度に 100%を目標に進めており、今後同じ割合で普及率が増えていくことを想定し算出していましたが、中間期である令和 8 年度以降の整備状況が不透明であることを踏まえ、平成 30 年に策定された中期整備計画「汚水処理施設整備構想アクションプラン」に合わせ、令和 8 年度以降の上昇率を少し抑え、令和 13 年度目標を 97.7%に修正します。 | |
| No. 6 | P 58 | 用語集 |
| 修正内容 | 「中間処理」の用語を追加します。 | |
| No. 7 | 磐田市一般廃棄物処理基本計画（最終案）全体 | |
| 修正内容 | 全体を通して軽微な文言修正を行いました。今後も、必要があれば、文言修正等を行う場合があります。 | |

(3) 令和4年度主な取組み(案)について

①食品ロス削減に向けた取組み

「値引きシールを集めて食品ロス削減キャンペーン」を実施

令和3年度に実施した「値引きシールを集めて食品ロス削減キャンペーン」の応募数が約4,200通と好評であったため、引き続き食品ロス削減の意識、啓発を図るため、事業者及びいわた消費者協会と調整の上、実施する。



②プラスチックごみ削減に関する取組み

啓発用100%紙製ファイルの作成

ゼロカーボンシティの取組みの一環であるプラスチックごみ削減のため、100%紙製のクリアファイルを作成し、市民や事業所等に啓発する。



③3Rの推進に関する取組み

雑がみ530(ごみゼロ)スタンプラリーを開催

市民がリサイクルできる紙類を分別するきっかけとなるよう、スタンプラリーを実施する。

実施期間：令和4年3月1日(火)～令和4年5月30日(月)

対象：市内在住の方(世帯単位での参加)

会場：市内リサイクルステーション5か所

記念品：しっぺいトイレットペーパー 世帯で1個(先着530個)

参加方法：参加用紙を広報いわた2月号の紙面上に掲載して全戸配布



施設見学会、ごみの分別説明会

ごみ減量及びリサイクル推進の意識啓発を図るため、小中学生を対象とした施設見学会、ごみの分別説明会を実施する。

広報いわた・市ホームページ等での啓発

ごみの分別やごみの減量等について、広報いわたや市ホームページ等で随時情報発信をする。

10月の「3R推進月間」及び「食品ロス削減月間」に併せた普及啓発

3R(リデュース・リユース・リサイクル)やプラスチックごみ削減、食品ロス削減を推進するため、市役所本庁舎やひと・ほんの庭にこっと展示コーナーで啓発を行う。

生ごみ堆肥化容器設置費補助事業

家庭から出る生ごみの削減を図るため、生ごみ堆肥化容器を購入した家庭に補助金を交付する。



古紙等資源集団回収事業奨励金交付事業

古紙等の再資源化を推進するため、市内から出る古紙や古布、空き缶などを回収する団体に対して、回収量に応じて奨励金を交付する。

④ごみの適正処理に関する取組み

ごみ分別ガイドブックの改訂

適切なごみの分別、出し方を啓発するため、ごみ分別ガイドブックを改訂し、全戸配布する。(日本語 74,000 部、ポルトガル語 4,000 部、英語 1,500 部、ベトナム語 1,000 部作成予定)



ごみ集積所設置費補助事業の実施

ごみ集積所の新設や修繕に要する費用の一部を補助金として自治会に交付する。

⑤最適なごみの処理体制に関する取組み

リサイクルステーション・日曜リサイクルステーションの開設

排出環境充実を図るため、リサイクルステーションと市内 5 か所に日曜リサイクルステーションを開設する。

- ・リサイクルステーション開設日
月曜～金曜（祝日を除く） 8 時 30 分～17 時
- ・日曜リサイクルステーション開設日
日曜 9 時～11 時（毎週：磐田 第 2：福田 第 3：竜洋、豊岡 第 4：豊田）
- ・回収品目：プラスチック製容器包装、空き缶、空きびん、ペットボトル
廃食用油、蛍光管、乾電池、古着類、使い捨てライター
新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、パソコン、スプレー缶
金属ごみ、ガラス、陶器、羽毛ふとん
小型充電式電池、ハブラシ、インクカートリッジ
※令和 4 年 2 月より回収品目に追加



磐田市クリーンセンターの焼却灰やガラス、陶器の資源化

焼却灰やガラス、陶器の処理を民間施設に委託し、効率的・安定的に資源化するとともに、最終処分場への埋立処分量の削減を図る。

リサイクルステーションをご利用ください！

市は、家庭から排出されるごみのリサイクルを推進するため、市内5地区でリサイクルステーションを開設しています。ぜひご利用ください（無料）。

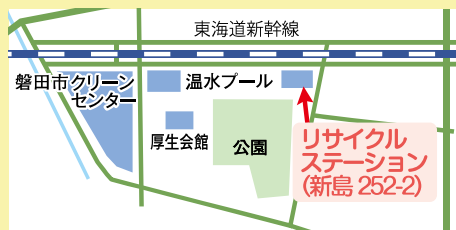
なお、家庭ごみに限りますので、店舗や事業所から出たごみはご遠慮ください。

【回収しているもの（11品目）】

空き缶、空きびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装（指定不燃ごみ袋に入れる）
古紙（新聞、雑誌、雑がみ、段ボール、牛乳パック）、古着類、廃食用油（植物性油に限る）
蛍光灯、乾電池、スプレー缶、使い捨てライター

| 地区 | 場所 | 住所 | 開設日時 | |
|----|--------------------------------|----------|-----------------|------------------|
| 磐田 | リサイクルステーション | 新島252-2 | 月～金曜日 (祝日除く) | 午前8時30分 ～午後5時 |
| | | | 毎週日曜日 | 午前9時～11時 |
| 福田 | 福田交番西向かい | 福田2483 | 第2日曜日 | 午前9時～11時 |
| 竜洋 | 竜洋古紙ストックヤード | 平間1613-1 | 第3日曜日 | |
| 豊岡 | 豊岡支所南側駐車場 | 下野部48 | 第3日曜日 | |
| 豊田 | 磐田市防災備蓄ステーション (旧豊田支所) 北側駐車場 | 森岡150 | 第4日曜日 | |

磐田地区のリサイクルステーションでは、右記の9品目も回収、資源化しています。例えば、ハブラシは植木鉢に、ガラスや陶器は道路資材に生まれ変わります。ぜひリサイクルにご協力をお願いします。



磐田地区のみで回収している9品目

- 小型充電式電池 **New**
※右記のリサイクルマークがあるもの
※解体しない
- ハブラシ **New**
※電動、歯間ブラシは対象外
※汚れたものも軽く洗えば可
- 羽毛布団
※ダウン率50%以上に限る
※品質表示欄を確認します
- インクカートリッジ
※トナーカートリッジは対象外
- パソコン（デスクトップ・ノート）
- スマートフォン・携帯電話
- 金属製品（なべ、フライパン、やかん、一斗缶）
- ガラス（食器、花瓶、板ガラス）※割れていても可
- 陶器（食器、花瓶、植木鉢）※割れていても可

第2回『雑がみ530スタンプラリー』開催！

楽しく集めてもらっちゃおう♪

- ▶ 期間 3月1日(火)～5月30日(月)
- ▶ 対象 市内在住の方（世帯単位でご参加ください）
- ▶ 受付 市内5地区のリサイクルステーション
上記の表の開設日時を参照してください
- ▶ 参加方法
①雑がみを紙袋に30枚以上集める

- ②雑がみを入れた紙袋をリサイクルステーションに持参し、スタッフに渡してスタンプをもらう（スタンプは1日1つ）
 - ③スタンプが3つ集まったら、先着順でしっぺいトイレットペーパーを世帯に1個プレゼント
- ※スタンプラリーへの参加は、各世帯1回限り

『雑がみ530スタンプラリー』参加用紙

※参加用紙は切り取らずに、このままお持ちください

| 月 日 | 月 日 | 月 日 |
|-----|-----|-----|
| 枚 | 枚 | 枚 |
| 1 | 2 | 3 |

持参日・枚数は各自記入

先着
ごみゼロ
530個

スタンプ
3つで1個
もらえる！



ごみゼロ 530 を目指そう!

ごみは皆さんの工夫や心掛けで減らすことができます。特に、お菓子の空箱やティッシュの外箱、ラップやトイレットペーパーの芯などの「雑がみ」は、可燃ごみとして捨てられがちです。雑がみもきちんと分別することで、資源としてリサイクルすることができ、ごみの減量にもつながります。

「雑がみ」は紙袋などに集めて、地域の資源回収やリサイクルステーション、民間の古紙回収コンテナなどへ出しましょう。

問ごみ対策課（磐田市クリーンセンター内） ☎ 0538-37-4812 FAX 0538-36-9797 ページ番号：1001452



雑がみとして

出せるもの

出せないもの

例えば

菓子箱 ティッシュ箱

学校プリント パンフレット チラシ

トイレットペーパーの芯

紙袋

紙ではない場合は外す

持ち手が紙ではない場合は外す

カレンダー

紙袋などに集めて

回収場所へ

例えば

紙コップ、ラーメンカップ

粘着紙

写真

レシート

洗剤の箱

燃えるごみへ

資源・ごみの回収場所

■古紙リサイクルステーション
市と福祉団体などが共同で設置して古紙を回収しています。
ページ番号 1001466

■民間の店頭回収
市内のスーパーマーケットやホームセンターなどの店頭で資源ごみを回収しています。
ページ番号 1001476

回収場所や回収品目は、市ホームページでご確認ください。

古紙等資源集団回収活動団体を応援しています

市は、市内で活動する団体（自治会・PTA・子ども会・その他営利を目的としない団体）に対し、集団回収した古紙などの回収量1kgに付き4円を奨励金として交付しています。

詳しくは市ホームページをご覧ください。ごみ対策課までご連絡ください。（事前に団体登録が必要）

ページ番号 1001468

参考：報道一覧

令和3年7月2日(金)：中日新聞

「食品ロスとごみ減 磐田市 市民団体や業者と協定」

令和3年7月4日(日)：静岡新聞

「食品ロスプラごみ削減へ磐田市事業者らと協定県内初」

令和3年10月14日(木)：広報いわた10月号

「値引きシールを集めて食品ロス削減キャンペーン」

令和3年11月1日(月)：時事通信 i JAMP

「値引きシールでオリジナルグッズ＝静岡県磐田市」

令和3年11月4日(木) 18:15～：静岡第一テレビ (news every. しずおか)

「値引きシールで食品ロス削減へ」

令和3年11月12日(金)：静岡新聞

「シールで食品ロス防止へ 磐田市 集めてプレゼントも」

令和3年11月17日(水)：中日新聞

「値引きシール集め 食品ロス削減 磐田市がキャンペーン」

令和3年12月2日(木)：静岡新聞

「食品ロス削減へPRイベント」(＝ひと・ほんの庭にこっと)

令和4年1月28日(金)：静岡新聞

「磐田市、プラごみ削減へ、紙ファイル製作」

令和4年1月28日(金)：中日新聞

「クリアファイル紙で作りました」

磐田市議会だより5月号

特集「減らそう食品ロス」掲載予定

磐田市一般廃棄物処理基本計画 改定のポイント

(1) 計画期間

令和4年度～令和13年度

(2) 改定の視点

- ① 国際的な動向を踏まえた改定
「持続可能な開発目標SDGs」「2050カーボンニュートラル」
- ② 国の動向を踏まえた改定
「食品ロス削減推進法」「プラスチック資源循環促進法」等
- ③ 県の計画を踏まえた改定
「静岡県環境基本計画」「静岡県循環型社会形成計画」等
- ④ 上位計画の見直しを踏まえた改定
「磐田市総合計画」「磐田市環境基本計画」等
- ⑤ 本計画のこれまでの10年間の取組み状況を踏まえた改定

(3) 改定のポイント

ごみ処理基本計画

① 3つの基本方針 (P23)

| 基本方針 | |
|------|----------------------|
| 1 | 市民・事業者の理解と協力による3Rの推進 |
| 2 | ごみの適正処理の推進 |
| 3 | 最適なごみ処理体制の構築 |

② 4つの数値目標 (P25-28)

| 項目 | 令和2年度 実績 | 令和8年度 中間目標 | 令和13年度 目標値 | 増減率 |
|-------------------------|-------------|---------------|---------------|-----------|
| 一人一日あたりのごみ排出量 | 741 g | 704 g | 666 g | 10%減 |
| 資源化率 | 17.5% | 23.2% | 28.0% | 10.5ポイント増 |
| 最終処分量 | 4,341 t | 2,465 t | 900 t | 80%減 |
| 家庭ごみにおける食品ロス発生量 【新規】 | 1,680 t | 1,510 t | 1,340 t | 20%減 |

③ 具体的施策 (P29-34) 《施策数42項目うち新規19項目》

| 基本方針 | 具体的施策 | 施策数(新規) |
|------------------------------|------------------------|---------|
| 1 市民・事業者の理解と協力による3Rの推進(18項目) | (1) リデュース(発生抑制)対策 | 3(1) |
| | (2) リユース(再使用)対策 | 2 |
| | (3) リサイクル(再生利用)対策 | 3(1) |
| | (4) 食品ロス削減対策【新規】 | 4(4) |
| | (5) プラスチックごみ削減対策【新規】 | 6(5) |
| 2 ごみの適正処理の推進(15項目) | (1) 市民・事業者への支援 | 6(1) |
| | (2) 市民・事業者への啓発・指導 | 5(3) |
| | (3) ごみの適正処理に向けた取組み | 4 |
| 3 最適なごみ処理体制の構築(9項目) | (1) 処理施設における資源化促進体制の整備 | 7(3) |
| | (2) 拠点回収の充実 | 2(1) |

④ 重点項目

- ・食品ロス削減、プラスチックごみ削減、更なる資源化への取組み

⑤ 前計画からのその他改定箇所

| 頁 | 改定箇所 | 改定内容 |
|--------------|---|----------------------------|
| 第1章 計画の概要 | | |
| 第1節 基本的事項 | | |
| 1 | 1 計画策定の趣旨 | 近年の社会情勢を踏まえ、文言を修正 |
| | 4 計画の位置付け (1) 上位計画との関係 | 追加 |
| 3 | (2) 計画の進行管理 (3) SDGsとの関連 | 追加 |
| 第2節 地域の概要 | | |
| 4 | 3 歴史 | 追加 |
| 第2章 ごみ処理基本計画 | | |
| 第1節 ごみ処理の状況 | | |
| 8 | 1 ごみ処理の流れ | 現状に合わせ、修正 |
| 10 | 2 収集運搬の状況 (1) 収集運搬の実績 ④資源ごみの回収 | 文言及び表2-2 リサイクルステーションの概要を追加 |
| 11 | 3 中間処理の状況 (1) 可燃ごみの処理 | 表2-4 破碎処理棟の概要を追加 |
| 14 | 5 ごみ排出量の実績 | 平成17年度から令和2年度までの数値に修正 |
| 15 | 6 資源化率の実績 | 追加 |
| 16 | 7 最終処分量の実績 | 平成17年度から令和2年度までの数値に修正 |
| 17 | 8 ごみの性状の状況 | 追加 |
| 18 | 9 ごみ処理経費の実績 | 平成17年度から令和元年度までの数値に修正 |
| 19 - 22 | 10 これまでの取組み (1) ごみの排出抑制・再資源化の実績 (2) ごみの適正処理の推進の実績 (3) その他、新たな取組み | 現基本計画の取組状況を追加 |
| 第2節 ごみ処理基本計画 | | |
| 23 | 1 ごみ処理に係る基本理念 | 近年の社会情勢を踏まえ、文言を修正 |
| 24 | 3 ごみ排出量の見込 (1) 将来人口の予測 (2) ごみ排出量の将来予測 | 最新の数値を算出し、修正 |
| 35 | 7 収集運搬計画 (2) 収集運搬主体 | 今後の方針を踏まえ、修正 |
| 36 | 8 今後の新規許可 | 今後の方針を踏まえ、追加 |
| 36 | 9 中間処理計画運搬計画 (1) 中間処理の基本方針 | 今後の方針を踏まえ、修正 |
| 全体 | | 軽微な文言修正 |

生活排水処理計画

① 基本方針 (P49-50)

生活排水処理施設の整備普及と適正な維持管理

| 処理施設 | 基本方針 |
|----------|-----------------------------------|
| 公共下水道 | 整備区域内における下水道接続への啓発・指導 |
| 農業集落排水施設 | 西島・玉越地区及び敷地地区の施設の適正な管理 |
| 合併処理浄化槽 | 補助金制度の活用を促す広報活動 |
| し尿処理施設 | 安定した収集業務と設備の状況や搬入の状態に応じた施設運営・運転管理 |

② 数値目標 (P51)

| 項目 | 令和2年度 実績 | 令和8年度 中間目標 | 令和13年度 目標値 | 増減率 |
|---------------------------|-------------|---------------|---------------|----------|
| 汚水処理人口普及率 | 90.9% | 95.0% | 97.7% | 6.8ポイント増 |
| 汚水衛生処理率 (水洗化されている人の割合) | 87.0% | 91.0% | 94.4% | 7.4ポイント増 |

③ 具体的な取組み

| 処理施設 | 取組み内容 |
|----------|--|
| 公共下水道 | 戸別訪問による接続促進 |
| 農業集落排水施設 | 毎月1回、水質検査を実施、適正な施設運転の監督 |
| 合併処理浄化槽 | 補助金制度について、広報誌やホームページへ掲載 PRチラシを作成し、清掃業者との連携による配布 |
| し尿処理施設 | 直営及び許可制による収集業務の実施 処理後の汚泥等を焼却し、埋立処分 |

④ 重点項目

- ・公共用水域の水質保全

⑤ 前計画からのその他改定箇所

| 頁 | 改定箇所 | 改定内容 |
|----------------|--|---|
| 第3章 生活排水処理基本計画 | | |
| 第1節 生活排水の排出の状況 | | |
| 39 | 1 生活排水処理の流れ | 現状に合わせ、修正 |
| 40 | 2 生活排水処理の状況 (1) 生活排水の処理形態別人口 の実績 | 「水洗化・生活排水処理人口」「水洗化・生活 排水未処理人口」「非水洗化人口」に区分し、 図から表に変更 |
| 41 | 3 公共下水道事業 (1) 公共下水道の整備状況 | 整備状況を追加 |
| 第2節 生活排水処理基本計画 | | |
| 49 | 1 生活排水処理に係る基本理 念 | 近年の社会情勢を踏まえ、文言を修正 |
| 51 | 4 生活排水処理の目標 (1) 生活排水処理目標 | 図3-6「汚水衛生処理率」を追加 |
| 全体 | | 軽微な文言修正 |

令和4年度 磐田市一般廃棄物処理実施計画 策定のポイント

(1) 実施計画の概要

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間を計画期間とした実施計画を策定します。

《計画の内容》

第1節 総則

- ・目的
- ・計画期間
- ・計画区域

第2節 ごみ処理実施計画

- ・基本方針
- ・ごみの排出量見込み
- ・ごみの排出抑制のための方策に関する事項
- ・収集運搬計画
- ・適正処理等
- ・中間処理計画
- ・最終処分計画
- ・一般廃棄物処理業の許可に関する方針

第3節 生活排水処理実施計画

- ・基本方針
- ・生活排水処理形態人口見込み及びし尿・浄化槽汚泥排出量見込み
- ・収集運搬計画
- ・中間処理計画

(2) 策定のポイント

- ・磐田市一般廃棄物処理基本計画と整合を図り、10年間で10%のごみ減量の目標達成に向けて、令和3年度の実績値を参考に、ごみ排出量の見込みを設定。
- ・食品ロス削減、プラスチックごみ削減に重点的に取り組む。
- ・一般廃棄物処理業の許可に関する方針を具体的に明記。
- ・第3節として生活排水処理実施計画を新設。

磐田市一般廃棄物処理基本計画

(令和 4 年度～令和 13 年度)

(最終案)



令和 4 年 月

磐 田 市

目次

第1章 計画の概要

第1節 基本的事項 1

第2節 地域の概要 4

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の状況 8

第2節 ごみ処理基本計画 23

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水の排出の状況 39

第2節 生活排水処理基本計画 49

用語集 56

第1章 計画の概要

第1節 基本的事項

1 計画改定の趣旨

本市は、平成23年度に一般廃棄物処理基本計画を策定し、様々な施策を進めてきたが、計画策定以後、国際的には「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、国では「食品ロス削減推進法」や「プラスチック資源循環促進法」が施行された。

また、令和2年10月に国が2050年カーボンニュートラルを宣言したことを受け、本市も令和3年6月に「ゼロカーボンシティ」を表明した。こうした本市を取り巻く社会動向や廃棄物を巡る国内外の社会情勢に応じ、本計画の改定を行うものである。

2 計画期間

本計画は、計画期間を令和4年度から令和13年度の10年間とし、令和8年度を中間目標年度、令和13年度を計画目標年度とする。ただし、本計画の前提条件の変更や社会情勢の変化が生じた場合には、計画期間に係わらず計画の見直しを行い、これらに適切に対応するものとする。

3 計画の対象範囲

本計画は、本市全域から発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）を対象とする。
なお、生活排水には、し尿及び浄化槽汚泥も含むものとする。

4 計画の位置付け

(1) 上位計画との関係

本市のまちづくりの基本となる最上位計画に磐田市総合計画（以下、「総合計画」という。）がある。総合計画では、本市が抱える様々な課題に対し、目指すべき将来像とその実現に向けた長期的な展望が示されている。

その課題の一つである環境問題に関して、総合計画を補完する計画として磐田市環境基本計画があり、本市が目指すべき望ましい環境像を設定し、それを実現するための環境目標や取組みの方向、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で取り組むべき事項、地域の環境や開発事業に対する環境配慮が示されている。その中で、資源循環型社会の構築や水環境の保全に関する取組みなど、一般廃棄物対策を担う個別計画として本計画が位置付けられている。

また、本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき策定するものである。

本計画と上位計画との関係を図1-1に、関係法令体系図を図1-2に示す。

図1-1 本計画と上位計画との関係

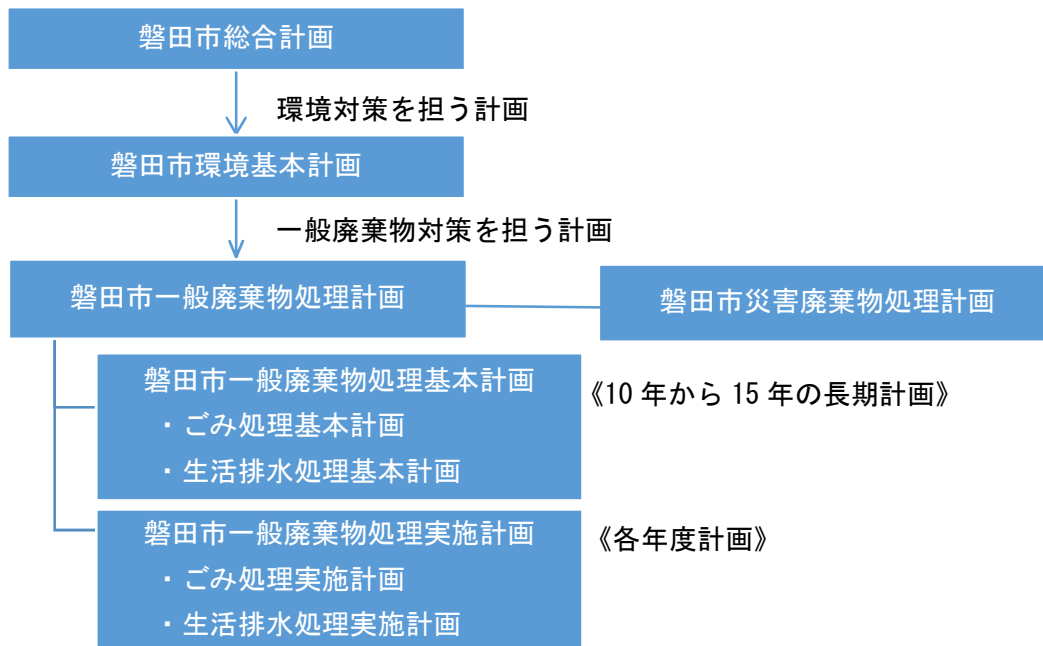
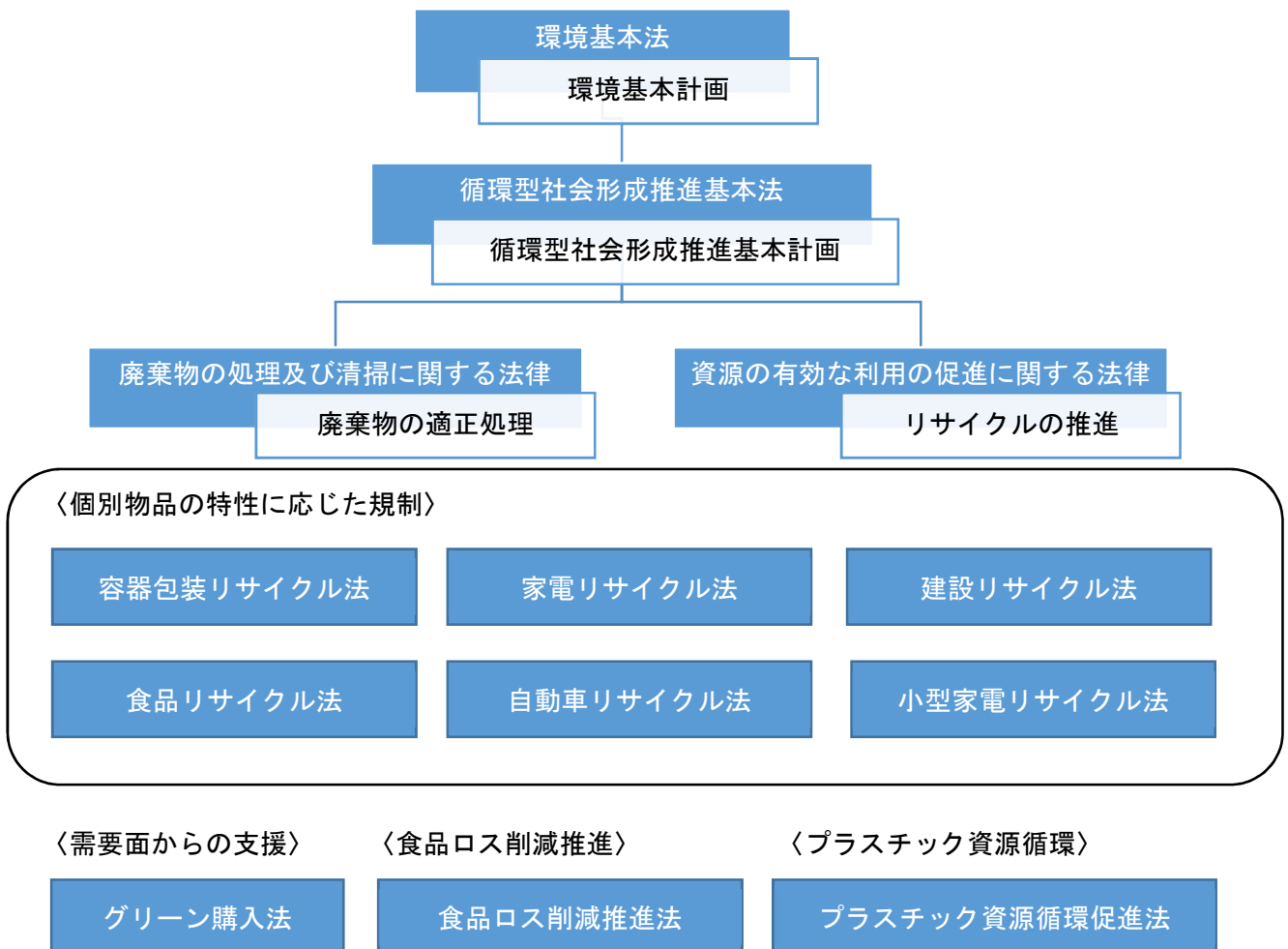
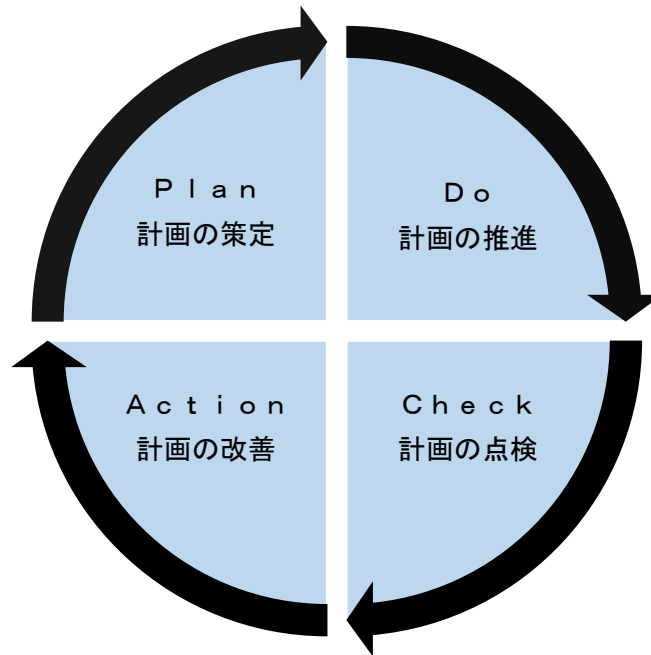


図1-2 関係法令体系図



(2) 計画の進行管理

本計画の進行管理はP D C Aサイクルにより実施する。



(3) S D G s との関連

S D G s は 2015 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」である。持続可能な世界を実現するため 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを目標に、日本としても積極的に取り組んでいる。

S D G s を受けて具体的に取り組む項目の中に、資源循環型社会の構築、食品廃棄物の削減や活用、良好な水資源の供給等、生活環境の改善に向けた取組みを進めていくこととされており、本市としても、目標達成に貢献できるよう努めるものとする。



第2節 地域の概要

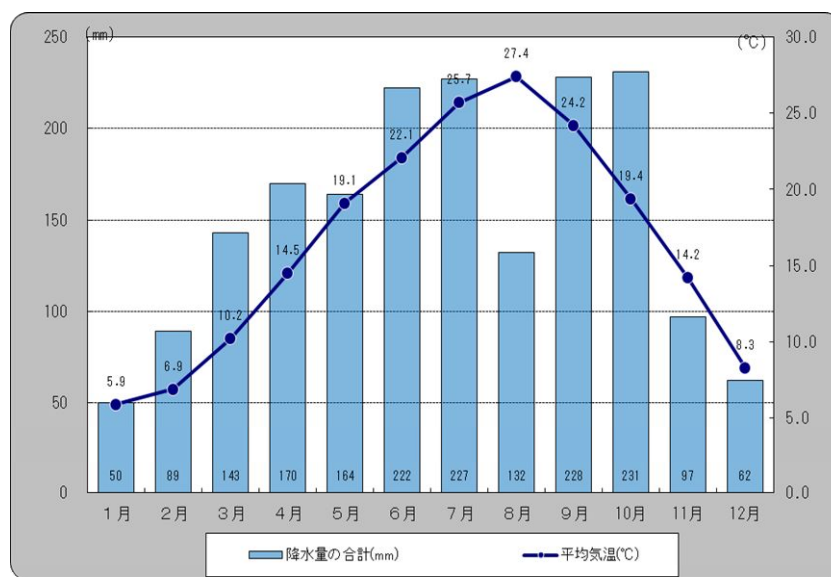
1 市の位置・面積

本市は、静岡県西部地域の天竜川左岸に位置し、浜松市、袋井市、森町と接している。面積は163.45k㎡で、南は遠州灘に面した平野部、中央から北部にかけては磐田原台地及び山間地帯からなる。国道1号、国道150号、東名高速道路、新東名高速道路、JR東海道本線が東西に、天竜浜名湖鉄道が市の北部を横断しており、隣接する都市圏と密接に関係しながら発展してきた。

2 気候

平均気温と降水量の平均値を図1-3に示す。本市は、遠州灘に沿って流れる黒潮の影響を受ける温暖な地域にあり、過去10年間の年平均気温は、16℃から17℃、年間降水量は1,500mmから2,400mm程度である。

図1-3 平均気温と降水量の平均値（平成23年～令和2年）



(出典：気象庁ホームページ)

3 歴史

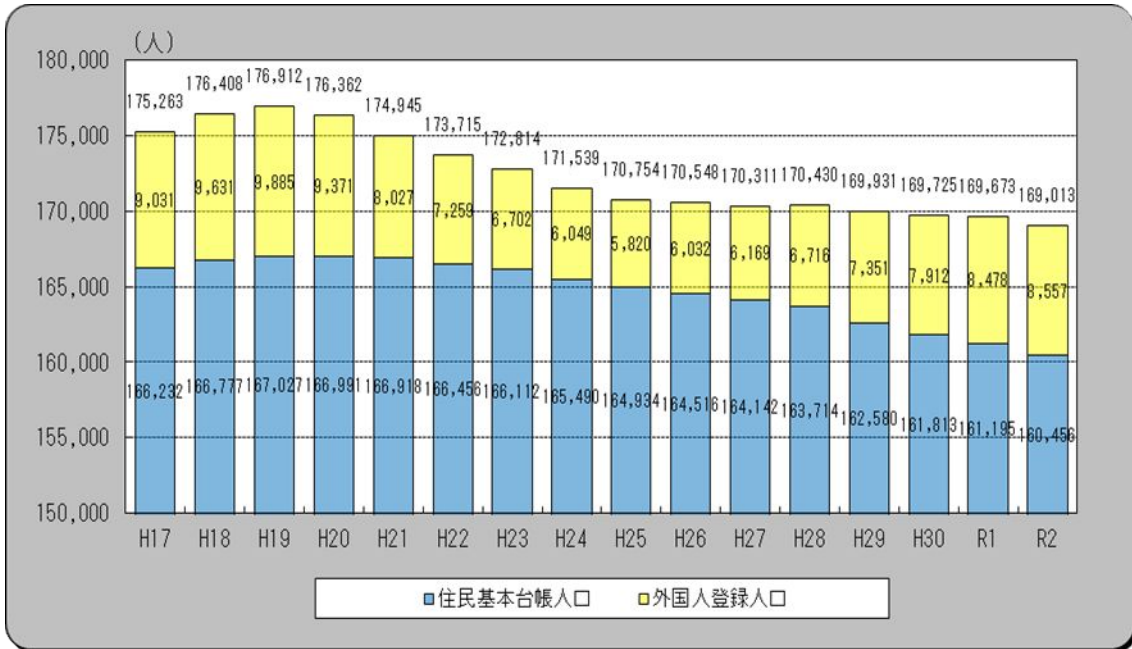
本市は、古墳時代の古墳が900基以上現存し、奈良時代には、遠江国分寺と遠江国府が置かれるなど、古くから重要な拠点とされてきた。江戸時代には、東海道53次見付宿として繁栄するなど、東西交通の要所として発展してきた。

平成17年4月に磐田市、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村が合併し、現在の磐田市となった。

4 人口

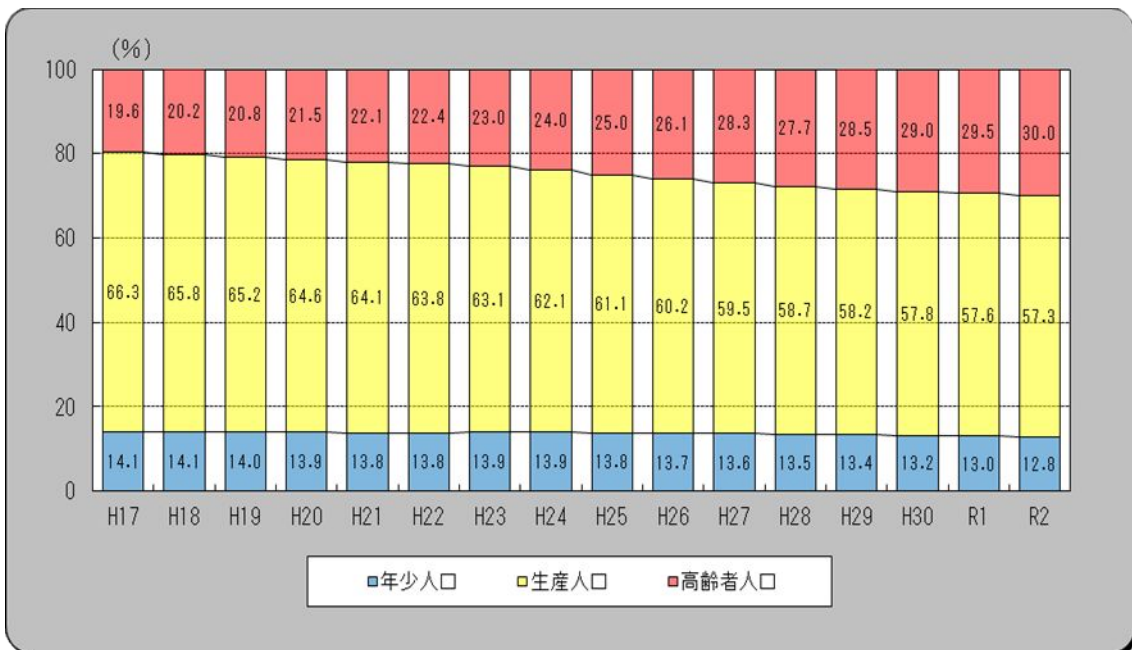
住民基本台帳人口及び外国人登録人口の推移を図1-4に示す。平成19年度までは増加傾向であったが、それ以降、減少に転じている。

図1-4 住民基本台帳人口及び外国人登録人口の推移



年齢3区分別人口構成比の推移を図1-5に示す。14歳以下の年少人口及び15歳から64歳までの生産人口の構成比は徐々に減少している。一方、65歳以上の高齢者人口の構成比が増加し、少子高齢化が進んでいる。

図1-5 年齢3区分別人口構成比の推移



※各年度末現在の住民基本台帳人口

(出典：磐田市住民基本台帳)

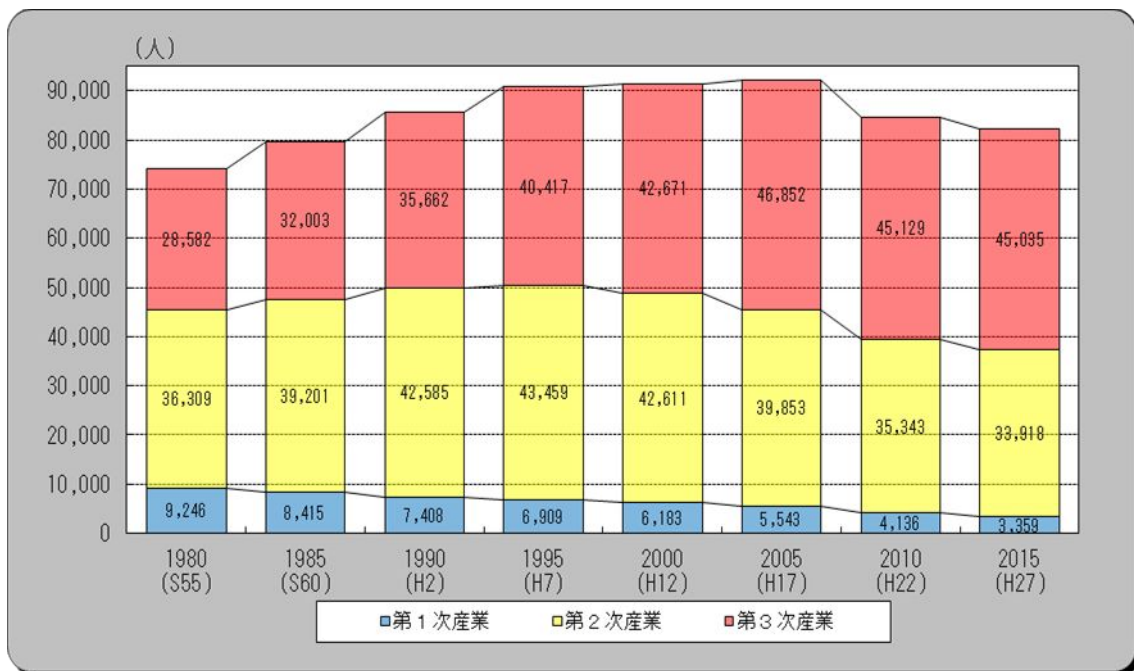
5 産業

産業別就業人口の推移を図1-6に示す。本市は、地場産業である繊維産業に加え、金属、自動車、楽器、光技術産業などの工業が盛んで、製造品出荷額は全国屈指である。

農・水産物として温室メロンや茶、白ねぎ、海老芋、中国野菜、シラスなどが有名で、農業算出額は県内屈指である。

就業者数では第2次産業が3.4万人（約40%）となっており、就業者の比率は県平均の32%を大幅に上回っている。

図1-6 産業別就業人口の推移



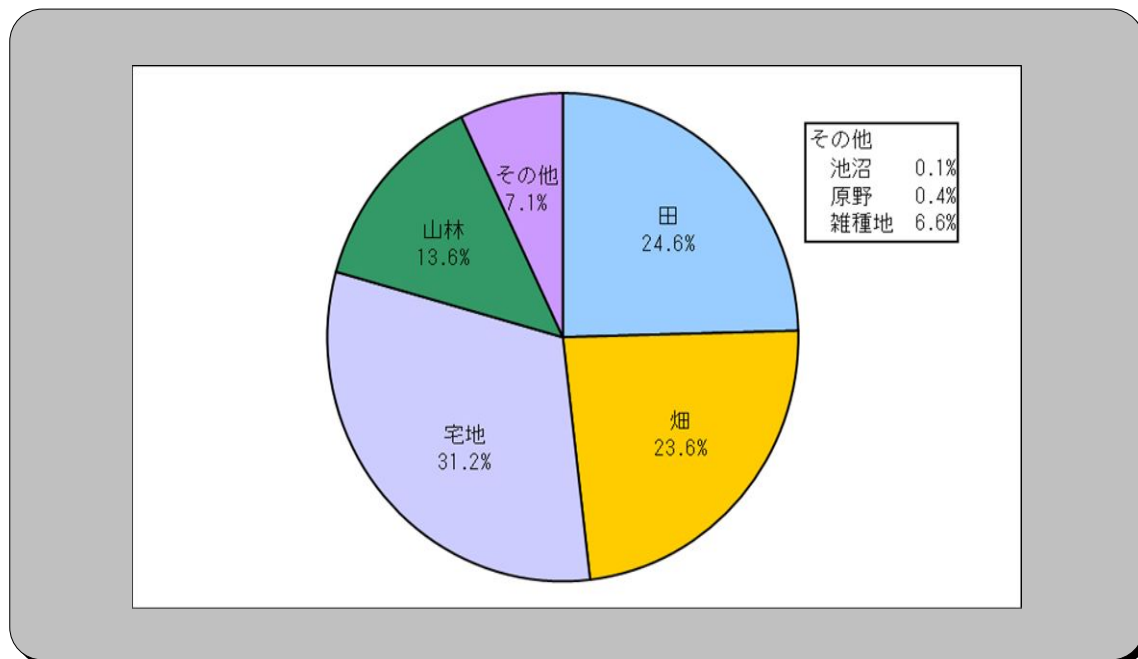
※各年 10月1日現在

(出典：国勢調査)

6 土地利用

固定資産税評価総地積（民有地）の割合を図1-7に示す。宅地が約30%で最も多いが、田畑も全体の約25%ずつで比較的多くを占めている。

図1-7 固定資産税評価総地積（民有地）の割合



※令和2年1月1日現在

(出典：静岡県統計年鑑)

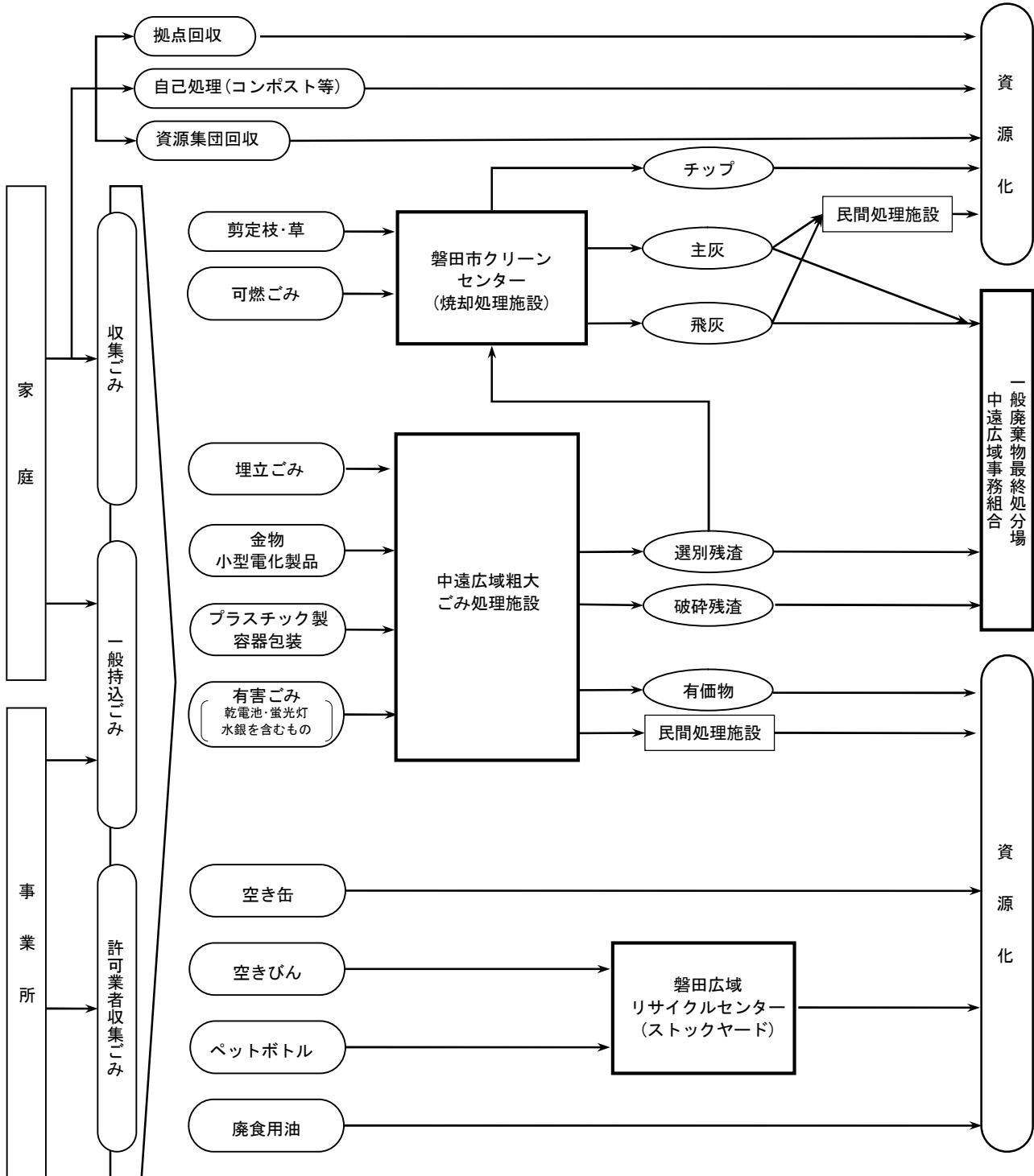
第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の状況

1 ごみ処理の流れ

本市の現状のごみ処理の流れを図2-1に示す。

図2-1 現状のごみ処理の流れ



2 収集運搬の状況

(1) 収集運搬の実績

① 収集区域

家庭ごみの収集は、本市全域で実施している。

② 分別区分、排出方法等

本市の現状の家庭ごみ収集の分別区分、排出方法の概要を表 2 - 1 に示す。

表 2 - 1 分別区分、排出方法の概要

| 分別の区分 | | 内容 | 排出方法 | 収集頻度 |
|-------------------|-----------------|--|--------------------|-------|
| 可燃ごみ | | 台所ごみ、布団・カーペット・布類 プラスチック・革・ゴム製品 木質ごみ、草・落ち葉 など | 指定袋(緑) 又は収集券貼付 | 週 2 回 |
| 不燃ごみ (資源にするごみ) | 空き缶 | アルミ缶・スチール缶 スプレー缶・ガス缶(使い切り穴はあけない) | コンテナ | 月 1 回 |
| | 空きびん | ガラスびん 無色(透明)、茶色、その他の色 | コンテナ | 月 1 回 |
| | ペットボトル | ペットボトル | コンテナ | 月 1 回 |
| | 廃食用油 | 植物性食用油 | 透明容器に入れて コンテナ | 月 1 回 |
| | プラスチック 製容器包装 | カップ・パック類、キャップ類、トレイ類 ボトル類、緩衝材類、ネット類 ビニール製包装袋類 | 指定袋(透明) | 週 1 回 |
| | 金物・ 小型電化製品 | 金属製品、自転車 小型電気製品(電気・電池を使うもの) | 指定袋(透明) 又は収集券貼付 | 月 1 回 |
| | 有害ごみ | 電池、蛍光管、体温計(水銀入り) | 指定袋(透明) | 月 1 回 |
| 不燃ごみ | 埋立ごみ | がれき類 ガラス、陶器、電球・LED電球 コンクリート、金属製のチューブ アルミホイル、薬品びん など | 指定袋(透明) 又は収集券貼付 | 月 1 回 |

③ 収集体制

家庭ごみの収集については、民間事業者に委託している。

④ 資源ごみの回収

平日と日曜日にリサイクルステーションを開設し、資源ごみの受入れを行っている。リサイクルステーションの概要を表 2-2 に示す。

表 2-2 リサイクルステーションの概要

| 受入日時 | | 実施場所 | |
|-----------------------|---------------|--------------------|-----------|
| 月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) | 8時30分 ～17時 | リサイクルステーション | 新島 252-2 |
| 毎週日曜日 (年末年始を除く) | | | |
| 第2日曜日 | 9時～ | 福田交番西向かい | 福田 2483 |
| 第3日曜日 | 11時 | 竜洋古紙ストックヤード | 平間 1613-1 |
| | | 豊岡支所南側駐車場 | 下野部 48 |
| 第4日曜日 | | 磐田市防災備蓄ステーション北側駐車場 | 森岡 150 |

(2) 収集運搬に関する課題

分別が9品目にわたることから、外国人も含め転入者等に対して分別のルールを理解してもらい、適正な排出を促す必要がある。

高齢化等によりごみ集積所へごみを出すことが困難な世帯が増加することが想定されるため、ごみ出しの負担を軽減するための支援を検討する必要がある。

3 中間処理の状況

(1) 可燃ごみの処理

本市では、可燃ごみは磐田市クリーンセンターで処理している。磐田市クリーンセンターは、平成23年5月から稼働し、処理能力は日量224tで発電設備を備え、場内の電力の大部分をまかなうほか、余熱を利用し、隣接する磐田温水プール及び厚生会館に温水を供給している。また、プラスチック使用製品は、破碎処理棟で破碎後、磐田市クリーンセンターで処理している。磐田市クリーンセンターの概要及び破碎処理棟の概要を表2-3、表2-4に示す。

表2-3 磐田市クリーンセンターの概要

| | |
|-------|---|
| 施設名称 | 磐田市クリーンセンター |
| 所在地 | 磐田市刑部島301 |
| 敷地面積 | 約19,000㎡ |
| 工期 | 着手：平成20年3月 竣工：平成23年4月 |
| 設計・施工 | 日立造船株式会社 |
| 処理形式 | ストーカ式焼却炉＋プラズマ式灰溶融炉 |
| 処理能力 | 焼却炉：224t/日(112t/日×2炉) 灰溶融炉：15t/日×1炉(休止中) |
| 発電電力 | 最大3,000kW |

表2-4 破碎処理棟の概要

| | |
|-------|---------------------------|
| 施設名称 | 破碎処理棟 |
| 所在地 | 磐田市新島252-1 |
| 敷地面積 | 6,524㎡ |
| 工期 | 着手：平成30年10月 竣工：令和元年10月 |
| 設計・施工 | 鎌長製衡株式会社 |
| 処理方式 | 破碎：一軸せん断式破碎 選別：磁力選別 |
| 処理能力 | 108t/5h |

(2) 不燃ごみの処理

資源にするごみの一部及び埋立ごみの一部は、中遠広域事務組合の中遠広域粗大ごみ処理施設で処理している。中遠広域粗大ごみ処理施設は平成9年1月から稼働し、本市のほか袋井市、森町のごみも受け入れている。対象物に応じて破碎、圧縮、梱包などの処理が行われている。中遠広域粗大ごみ処理施設の概要を表2-5に示す。

表2-5 中遠広域粗大ごみ処理施設の概要

| | |
|-------|--|
| 施設名称 | 中遠広域粗大ごみ処理施設 |
| 所管 | 中遠広域事務組合 |
| 所在地 | 磐田市新貝 59-1 |
| 敷地面積 | 17,000 m ² |
| 工期 | 着工：平成7年6月 竣工：平成9年1月 |
| 設計・施工 | 川崎重工業株式会社 |
| 処理方式 | 破碎：二軸せん断式破碎、衝撃せん断式破碎 選別：磁力選別、風力選別 圧縮：油圧プレス、油圧圧縮梱包 |
| 処理能力 | 49.2 t/日 { 缶類 10 t / 5 h 粗大ごみ 11.5 t / 5 h 不燃ごみ 18.5 t / 5 h 古紙 4 t / 5 h 有害ごみ 1 t / 5 h プラスチック製容器包装 4.2 t / 5 h |

(3) 中間処理に関する課題

中間処理施設が、その機能を十分に発揮し、安全かつ効率的に運転されるために、適切な維持管理に努める必要がある。

4 最終処分の状況

(1) 埋立ごみの処理

埋立ごみ及び磐田市クリーンセンターで発生する焼却灰等は、中遠広域事務組合の一般廃棄物最終処分場で埋立処分をしている。中遠広域一般廃棄物最終処分場の概要を表2-6に示す。

表2-6 中遠広域一般廃棄物最終処分場の概要

| | |
|---------|---|
| 施設名称 | 中遠広域一般廃棄物最終処分場 |
| 所管 | 中遠広域事務組合 |
| 所在地 | 周智郡森町一宮 3603-3 |
| 敷地面積 | 90,908 m ² |
| 工期 | 着工：平成16年7月 竣工：平成18年12月 |
| 施工 | 大林・丸明建設工事特別共同企業体 |
| 施設規模 | 埋立面積：25,158 m ² 埋立容量：199,806 m ³ |
| 埋立期間 | 平成19年1月～令和8年12月 |
| 埋立対象物 | 焼却残渣、不燃物 |
| 埋立方式 | 準好気性埋立 |
| 埋立工法 | セル・サンドイッチ方式 |
| 遮水方法 | 二重遮水シート構造、電気式漏水検知システム |
| 浸出水処理施設 | 処理能力：150 m ³ /日 処理方式：カルシウム除去＋生物処理＋凝集膜処理 ＋ダイオキシン類分解＋活性炭処理＋キレート処理 施工：共和化工株式会社 |

(2) 最終処分に関する課題

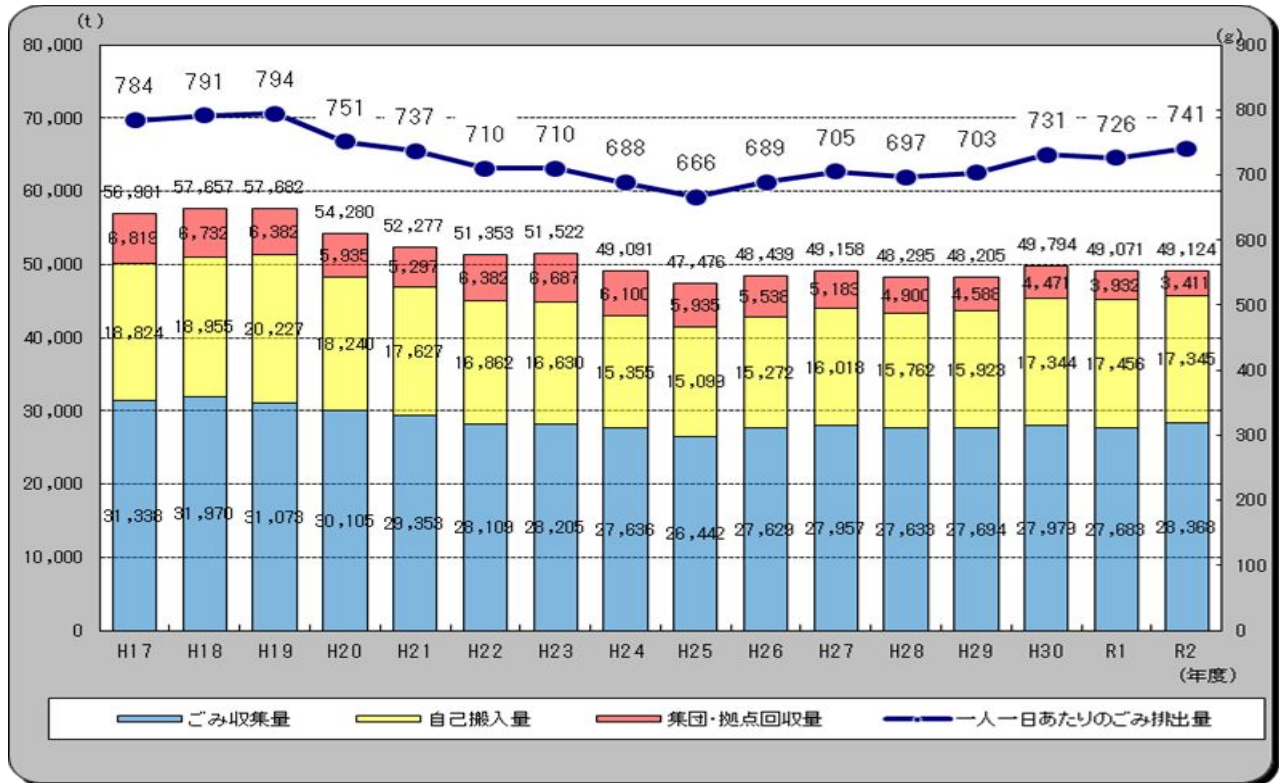
本計画期間中に、最終処分場の埋立期限を迎えるため、資源化処理と埋立処分の民間委託に向けた準備を進める必要がある。

5 ごみ排出量の実績

(1) ごみ排出量の推移

本市におけるごみ排出量の推移を図2-2に示す。

図2-2 ごみ排出量の推移



(2) ごみ排出量の評価

本市のごみ排出量は平成17年の合併以降、中長期的に見て減少傾向にある。

前基本計画では、平成21年度を基準年として737gだった一人一日あたりのごみ排出量を、令和3年度に基準年の10%減となる663g（平成28年度に685gに変更）にする目標を設定したが、達成は困難な状況である。近年は、家庭ごみは中長期的には減少しているものの、景気の動向による事業系ごみの増加がごみ排出量の増加要因であると推測される。

本市の一人一日あたりのごみ排出量は、全国平均や静岡県平均と比較して少ない数値で推移している。

(3) ごみ排出量に関する課題

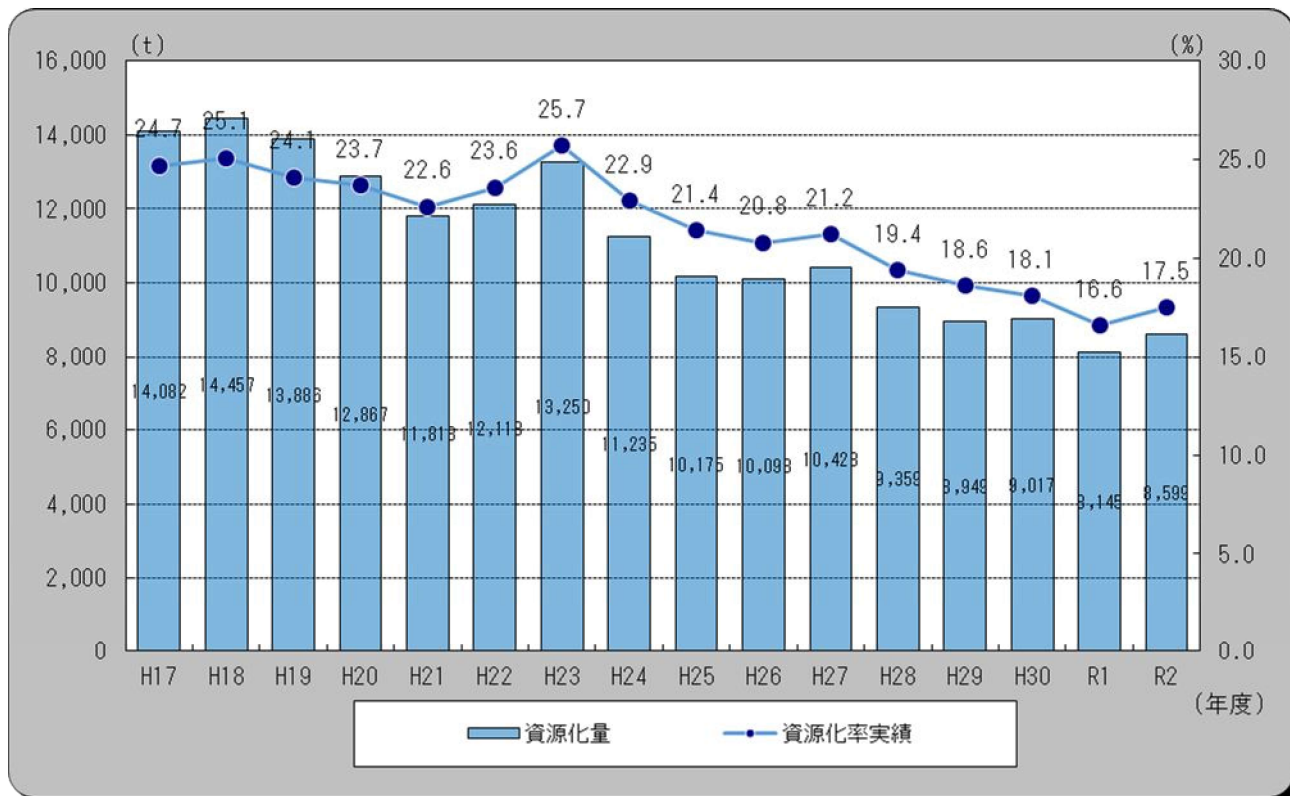
発生するごみの大部分は可燃ごみであり、可燃ごみの発生抑制につながる取組みが必要である。

6 資源化率の実績

(1) 資源化率の推移

本市における資源化率の推移を図 2-3 に示す。

図 2-3 資源化率の推移



(2) 資源化率の評価

本市の資源化率は低下傾向にあり、古紙のコンテナ等、民間の資源物回収拠点の整備が進み、地域団体が実施する古紙等の集団資源回収量が減少傾向にあることが要因に挙げられる。

前基本計画では、平成 21 年度を基準年として 22.6%だった資源化率を、令和 3 年度に 23.2%にする目標を設定したが、達成は困難な状況である。

(3) 資源化率に関する課題

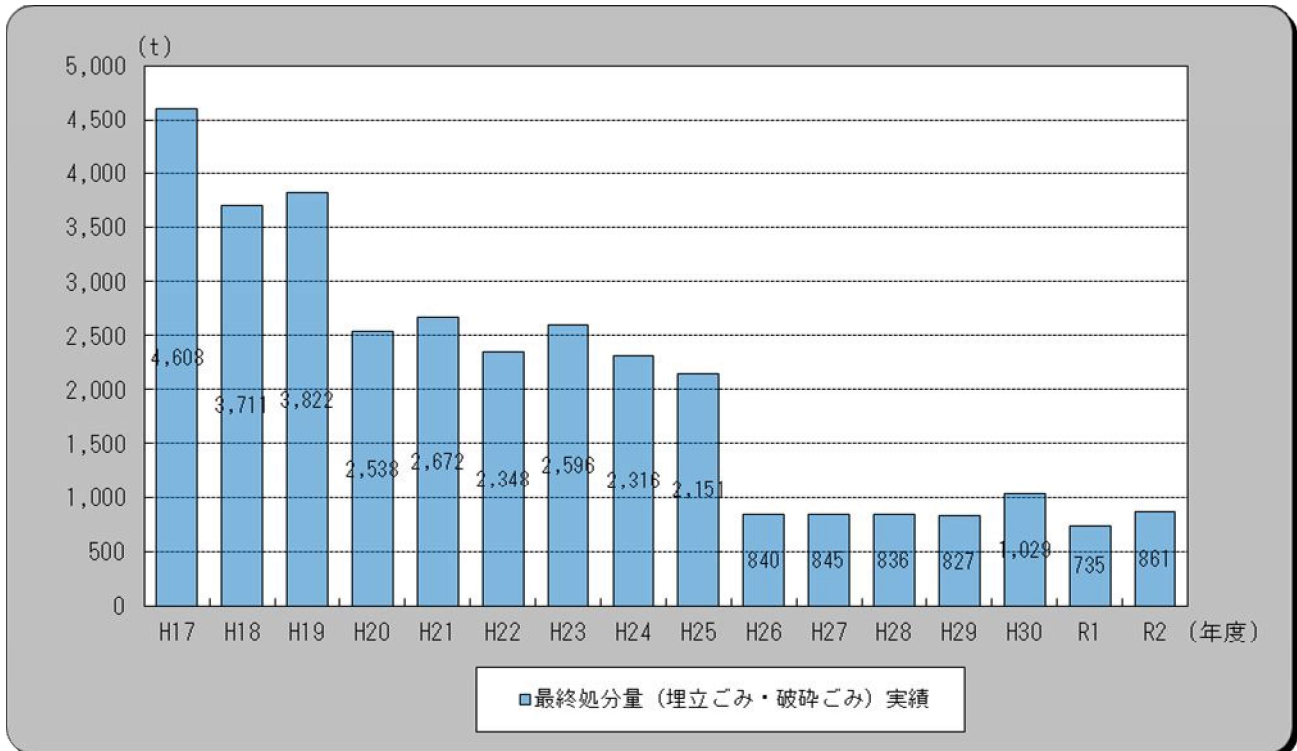
排出環境の更なる充実や磐田市クリーンセンターの焼却灰の資源化委託のほか、資源化率向上の取組みが必要である。また、プラスチック資源循環促進法の成立に伴い、国の動向を注視し、適切に対応していく必要がある。

7 最終処分量（埋立ごみ・破碎ごみ）の実績

(1) 最終処分量（埋立ごみ・破碎ごみ）の推移

本市における最終処分量（埋立ごみ・破碎ごみ）の推移を図2-4に示す。

図2-4 最終処分量（埋立ごみ・破碎ごみ）の推移



(2) 最終処分量（埋立ごみ・破碎ごみ）の評価

本市の最終処分量（埋立ごみ・破碎ごみ）は、平成26年度に家庭ごみの分別区分を見直し、最終処分場に埋め立てていたプラスチック使用製品等の「破碎ごみ」を「可燃ごみ」へ変更したため、大幅に減少している。

前基本計画では、平成21年度を基準年として2,672 tだった最終処分量（埋立ごみ・破碎ごみ）を令和3年度に2,250 tにする目標を設定し、達成する見込みである。

(3) 最終処分量に関する課題

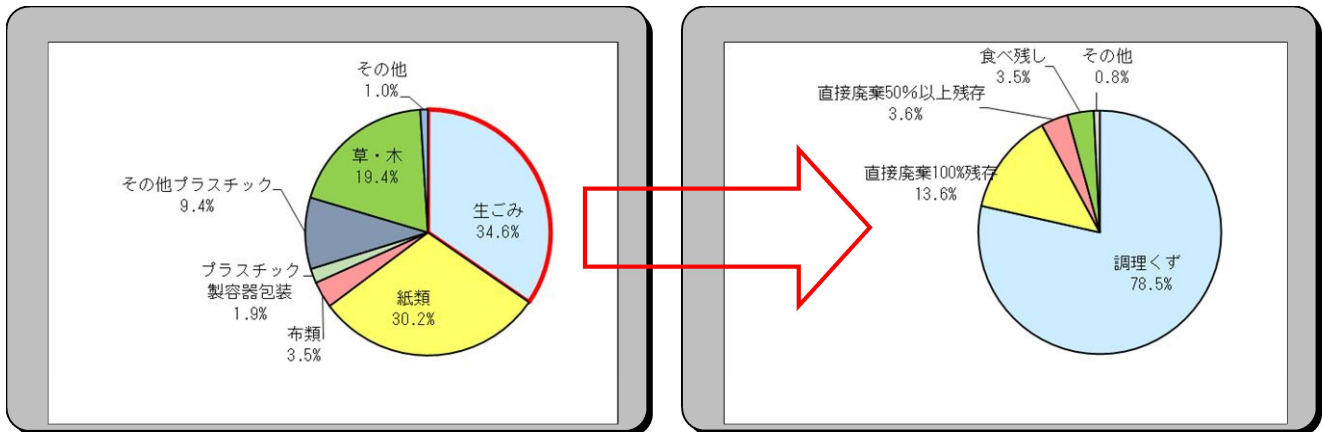
平成26年度の分別区分変更以降、最終処分量（埋立ごみ・破碎ごみ）は横ばい傾向であり、最終処分量（埋立ごみ・破碎ごみ）を更に減らすため、埋立ごみの資源化や更なるごみ減量の取組みが必要である。

8 ごみの性状の状況

(1) ごみの性状の実績

令和2年度に本市で実施した家庭から出る可燃ごみ内容物調査の結果及び生ごみの内訳を図2-5に示す。

図2-5 令和2年度 家庭から出る可燃ごみ内容物調査の結果及び生ごみの内訳



(2) ごみの性状の評価

家庭から出る可燃ごみ内容物調査の結果によれば、生ごみが約35%と最も多い割合を占め、次いで、紙類が約30%を占めている。

(3) ごみの性状に関する課題

生ごみのうち、食品ロスと定義される直接廃棄や食べ残しが約20%を占めており、食品ロス削減に向けた取組みが必要である。

(4) 本市における家庭から出る可燃ごみにおける食品ロス発生量の定義

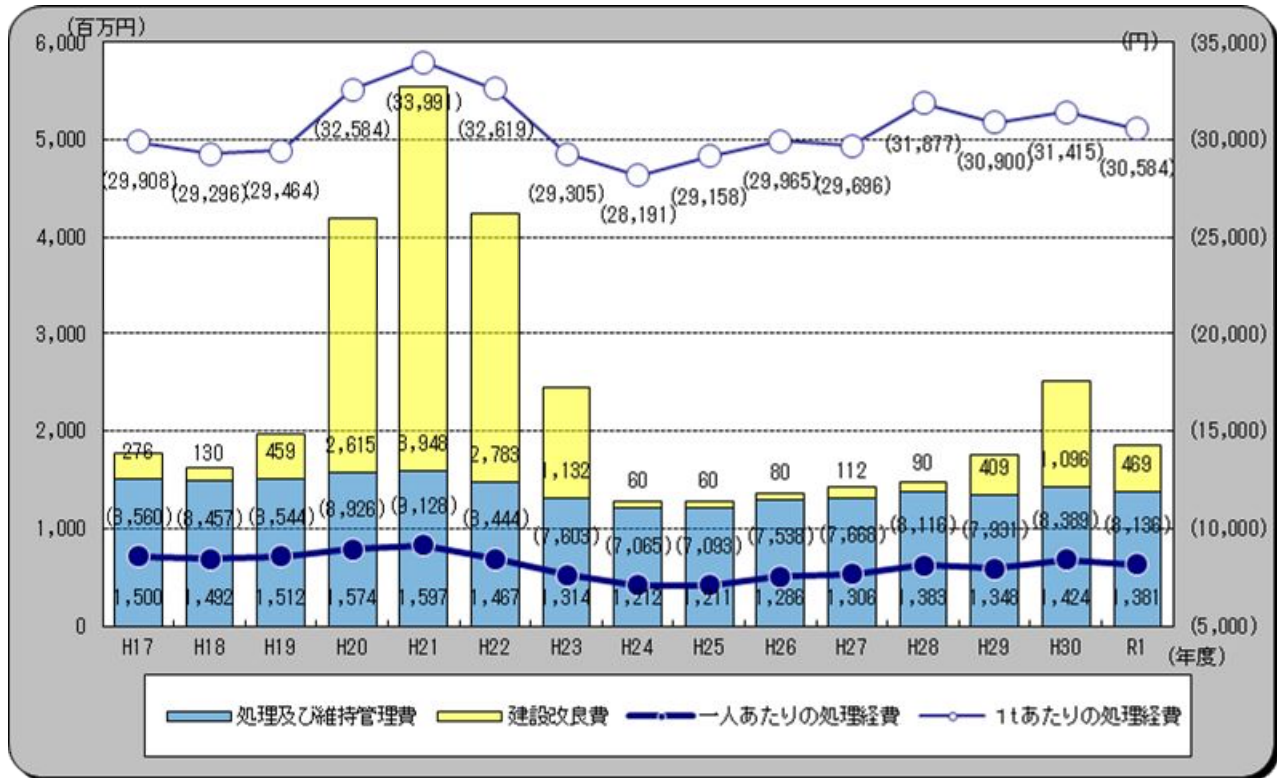
| | |
|--|--|
| 食品ロス 発生量 | 家庭から出る可燃ごみ(t) × 生ごみの割合 (%) |
| | × ($\frac{A}{100}$ + $\frac{B}{50}$ + $\frac{C}{100}$) (%) |
| | A : 購入後全く手が付けられずに捨てられたもの |
| | B : 購入後ほとんど手が付けられずに捨てられたもの 概ね50%以上の原形を残すもの |
| C : 購入後一定程度手が付けられて捨てられたもの 概ね50%未満の原形を残すもの | |

9 ごみ処理経費の実績

(1) ごみ処理経費の推移

本市におけるごみ処理経費の推移を図2-6に示す。

図2-6 ごみ処理経費の推移



(2) ごみ処理経費の評価

一人あたりのごみ処理経費（建設改良費を除く）は、平成17年度以降、8,000円前後で推移している。

なお、建設改良にかかるごみ処理経費は、平成20年度から平成23年度にかけては現磐田市クリーンセンター建設関連経費、平成29年度から令和元年度にかけては旧磐田市クリーンセンター解体関連経費のため増加している。

(3) ごみ処理経費に関する課題

全国平均や県平均と比較しても低い数値であるが、今後も効率的なごみ処理への取り組みが必要である。

10 これまでの取組み

前基本計画の具体的施策の取組み状況を表 2-7 に示す。

表 2-7 前基本計画の具体的施策の取組み状況

| 区分 | 具体的施策の取組み状況 | 件数 |
|----|------------------|------|
| ○ | 予定通り実施したもの | 29 件 |
| △ | 実施したが検討、調整を要するもの | 2 件 |
| × | 未実施のもの | 0 件 |
| □ | 新たに実施したもの | 6 件 |
| 合計 | | 37 件 |

(1) ごみの排出抑制・再資源化の実績

① リデュース（発生抑制）対策

| 項目 | 具体的施策 | 取組み状況 |
|------------|---------------------------|---|
| 広報・教育・啓発活動 | 1 磐田市生涯学習出前講座の実施 | ○ 地域に出向き、ごみ減量やリサイクルについての説明会を実施している。 |
| | 2 夏休み親子ごみ探検教室の開催 | ○ 小学生とその保護者を対象とした体験型の学習を開催している。 |
| | 3 その他説明会、施設見学会、体験学習会等の実施 | ○ 磐田市クリーンセンターの施設見学会、小中学生を対象としたごみの分別説明会を実施している。 |
| | 4 ごみ処理有料化の検討 | ○ 平成 22 年に審議会で検討を行った結果、有料化よりも分別の徹底や 3 R の推進の意見が多かった。 |
| | 5 生ごみ水切り運動の実施検討 | ○ 可燃ごみ削減のため、平成 25 年にしゅぺいロゴ入り生ごみ水切り器を、希望する市民に無料配布した。 |
| | 6 市ホームページや「広報いわた」を通じた情報発信 | ○ 随時、ごみ分別アプリや SNS 等も利用し、ごみの出し方やごみの減量等について、発信している。 |
| | 7 一般事業所へのエコアクション 21 の啓発 | ○ エコアクション 21 の認証を初めて取得する市内事業者に対し、取得に要した経費の半額（上限 50,000 円）を補助している。 |
| | 8 ゼロエミッション推進への啓発 | △ ゼロエミッションに向けた焼却灰やガラス、陶器の資源化の検討を踏まえ、取り組む。 |

② リユース（再使用）対策

| 項目 | 具体的施策 | | 取組み状況 |
|------------|-------|-----------------------|---|
| 広報・教育・啓発活動 | 9 | バザー、フリーマーケット等の情報発信 | ○ ごみ分別ガイドブックにリサイクルショップ等を掲載し、リユースへの啓発をしている。 |
| | 10 | リサイクルバンク「マガモ」に関する情報発信 | ○ ごみ分別ガイドブックに掲載し、リユースへの啓発をしている。 |

③ リサイクル（再生利用）対策

| 項目 | 具体的施策 | | 取組み状況 |
|---------|-------|-------------------------|--|
| 分別収集の実施 | 11 | 資源にするごみの分別収集実施 | ○ 資源にするごみを7種類に分別し、収集を実施している。 |
| | 12 | 廃食用油の分別収集実施 | ○ コンテナ方式で回収をし、バイオディーゼルに精製し、軽油の代替燃料として、市の収集車に使用している。 |
| | 13 | リサイクルステーションの維持 | ○ リサイクルステーションと市内5か所に日曜リサイクルステーションを開設し、排出環境の充実に努めている。 |
| | 14 | 古紙リサイクルステーションに関する情報発信 | ○ 市内5か所を開設し、市ホームページ、家庭ごみ収集カレンダー、ごみ分別ガイドブック等で発信している。 |
| | 15 | 雑紙等、利用の少ない資源の分別に関する情報発信 | ○ 市ホームページ、広報いわた、ごみ分別ガイドブック等で発信している。 |
| 補助事業の実施 | 16 | 生ごみ堆肥化容器設置費補助金交付制度の継続 | ○ 生ごみ堆肥化容器を設置した家庭に半額（上限1基あたり3,000円）の補助金を交付している。 |
| | 17 | 古紙等資源集団回収事業奨励金制度の継続 | ○ 市内で発生する古紙や空き缶等を集団回収する団体に、回収量に応じて奨励金（1kgあたり4円）を交付している。 |

| 項目 | 具体的施策 | | 取組み状況 |
|-------------|-------|---------------------------------|--|
| 処理施設における資源化 | 18 | 磐田市クリーンセンターにおける剪定枝などの木くずのチップ化実施 | ○ 磐田市クリーンセンターに搬入された剪定枝などをチップ化し、希望者へ無料で提供している。 |
| | 19 | 磐田市クリーンセンターにおける灰溶融スラグ、メタルの有効利用 | △ 焼却灰からスラグ及びメタルを生成したが、需要低迷等の課題があったため、民間事業者による資源化に取り組む。 |
| | 20 | 粗大ごみ処理施設における金属類の回収 | ○ 中遠広域粗大ごみ処理施設で回収し、破砕、圧縮、梱包等の処理をし、資源化している。 |

(2) ごみの適正処理の推進の実績

| 項目 | 具体的施策 | | 取組み状況 |
|----------------|-------|--------------------------------|---|
| 収集運搬体制・処理体制の検討 | 1 | 家庭ごみ収集カレンダー、ごみ分別ガイドブックの作成・配布 | ○ 回収日時や分別方法、品目ごとの分別早見表などを掲載し、全戸配布し、周知、啓発をしている。 |
| | 2 | 一般廃棄物の効率的な収集体制の構築 | ○ 家庭ごみの収集エリアを4エリアに再編し、効率的で安定した収集体制を構築した。 |
| | 3 | 自己搬入の手段を持たない市民に対する粗大ごみの戸別収集の実施 | ○ 自己搬入の手段を持たない家庭に、有料で戸別収集を実施している。 |
| | 4 | ごみ集積所設置費等補助金制度の継続 | ○ ごみ集積所の新設や修繕に要する費用の半額(上限150,000円)の補助金を自治会に交付している。 |
| | 5 | 磐田市クリーンセンターにおける熱エネルギーの有効利用 | ○ ごみを燃やす熱を利用し、発電及び磐田温水プール、厚生会館に温水を供給することでエネルギーを有効活用している。 |
| | 6 | 排出抑制及び再資源化による最終処分場の延命化 | ○ 平成26年に破砕ごみを可燃ごみに変更したほか、焼却灰の資源化に取り組んでいる。 |
| | 7 | 最終処分の在り方の検討 | ○ 中遠広域事務組合及び構成市町で検討し、最終処分場の建設よりも民間委託が有利との結論が出たため、民間委託による資源化、最終処分を進める。 |

| 項目 | 具体的施策 | | 取組み状況 |
|------------|-------|---------------------------------------|--|
| 審議会との連携 | 8 | 磐田市廃棄物減量化等推進審議会において一般廃棄物処理計画ほか各種施策の審議 | ○ 年3回程度開催し、ごみ減量やリサイクル等に関する各種施策について審議している。 |
| 不法投棄・災害廃棄物 | 9 | 不法投棄対策に関するパトロールの強化、啓発活動の推進 | ○ 市職員及び委託業者による監視パトロールと不法投棄ごみ回収や、不法投棄防止啓発看板の貸し出し、環境美化指導員による地域の見回り活動、警察や県との合同パトロール等を実施している。 |
| | 10 | 資源物持ち去り行為に関するパトロールの強化、警察等との連携 | ○ 平成26年に条例を一部改正し、持ち去り行為に対する罰則規定を設けたほか、警察と連携し、市職員によるパトロールを定期的実施している。 |
| | 11 | 災害廃棄物の仮置場の確保、広域的処理体制の構築 | ○ 災害廃棄物処理計画を策定、改正し、仮置場候補地の見直しや災害協定の締結を進めている。 |

(3) その他、新たな取組み

| 項目 | 具体的施策 | | 取組み状況 |
|----------|-------|---------------------------|--|
| 協定締結 | 1 | レジ袋削減に向けた協定の締結 | □ 市内に店舗のある15社(33店舗)と協定を結び、レジ袋の削減に取り組んでいる。 |
| | 2 | 食品ロス及びプラスチックごみ削減に向けた協定の締結 | □ 市内に店舗のある14社(33店舗)と協定を結び、25店舗で「値引きシールを集めて食品ロス削減キャンペーン」を実施した。 |
| 市民への取組み | 3 | ごみ減量、リサイクル啓発DVDの作成 | □ 分別説明会や市ホームページで、周知、啓発をしている。 |
| | 4 | ごみ分別アプリの作成 | □ パソコン等でごみ出しルールの周知、啓発をしている。 |
| | 5 | 外国語版分別ガイドブック、ごみの出し方DVDの作成 | □ 分別説明会等で、外国人に向けたごみ出しルールの周知、啓発をしている。 |
| 事業者への取組み | 6 | 事業者向けのごみの分け方・出し方パンフレットの作成 | □ 市内事業所への配布や、市ホームページで事業系ごみの排出者責任や適正処理、リサイクル等の周知、啓発をしている。 |

第2節 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理に係る基本理念

大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会活動は、地球温暖化問題やプラスチックごみによる海洋汚染、天然資源の枯渇や環境破壊などの問題を引き起こしてきた。

これからは、社会・経済・環境の3つのバランスの取れた社会を目指すための「持続可能な開発目標（SDGs）」を共通認識に市民、事業者、行政がそれぞれ取り組むことが求められている。

本市も、持続可能な資源循環型社会への移行を目指す様々な取組みを市民、事業者の協力を得て行ってきた。その柱となる取組みが、リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生使用）の3つの取組み、いわゆる3R（スリーアール）であり、これは一過性のものではなく継続的に行われるべきものとして、その必要性はますます高まっている。

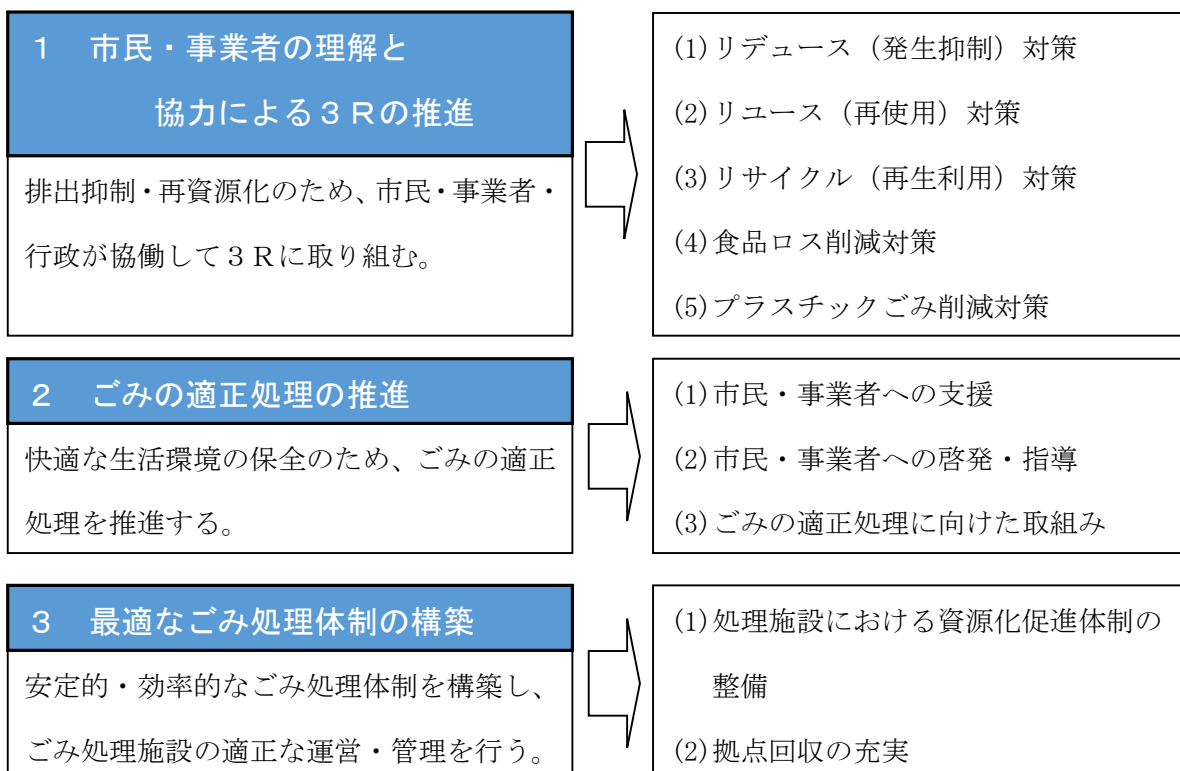
今回、本計画を改定するに当たり、3Rの考え方を引き続き基本とし、市民、事業者の理解と協力のもと、資源の有効活用が推進される資源循環型社会の定着を図る。

2 ごみ処理基本方針

基本理念の実現に向けた3つの基本方針に基づいて施策を展開する。

《基本方針》

《具体的施策》

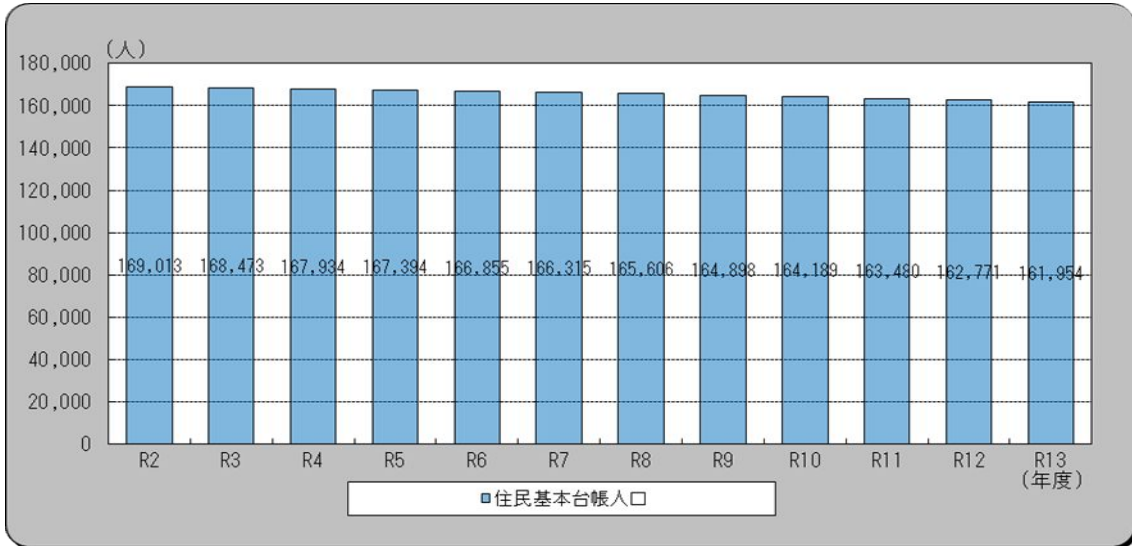


3 ごみ排出量の見込み

(1) 将来人口の予測

第2次磐田市総合計画後期基本計画に基づく将来人口の予測を図2-7に示す。

図2-7 将来人口の予測



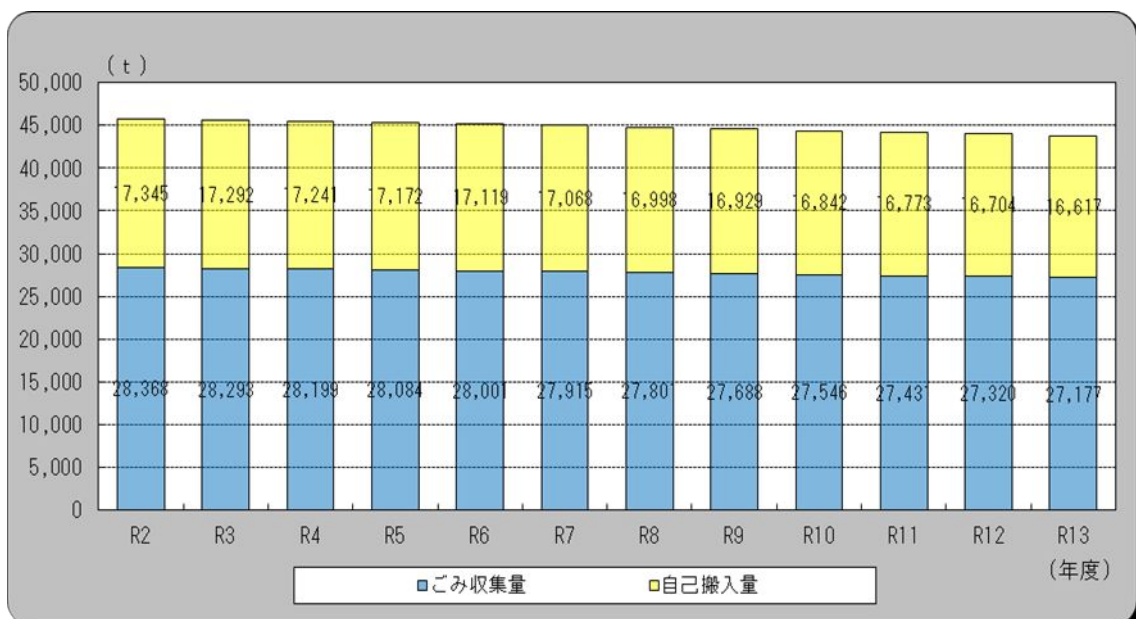
(出典：第2次磐田市総合計画後期基本計画)

(2) ごみ排出量の将来予測

将来人口が図2-7のように推移した場合のごみ排出量の将来予測を図2-8に示す。

令和2年度の実績に第2次磐田市総合計画後期基本計画における人口減少率を乗ずることで算出した。

図2-8 ごみ排出量の将来予測



4 ごみ処理計画の目標

本計画の目標値をそれぞれ設定する。

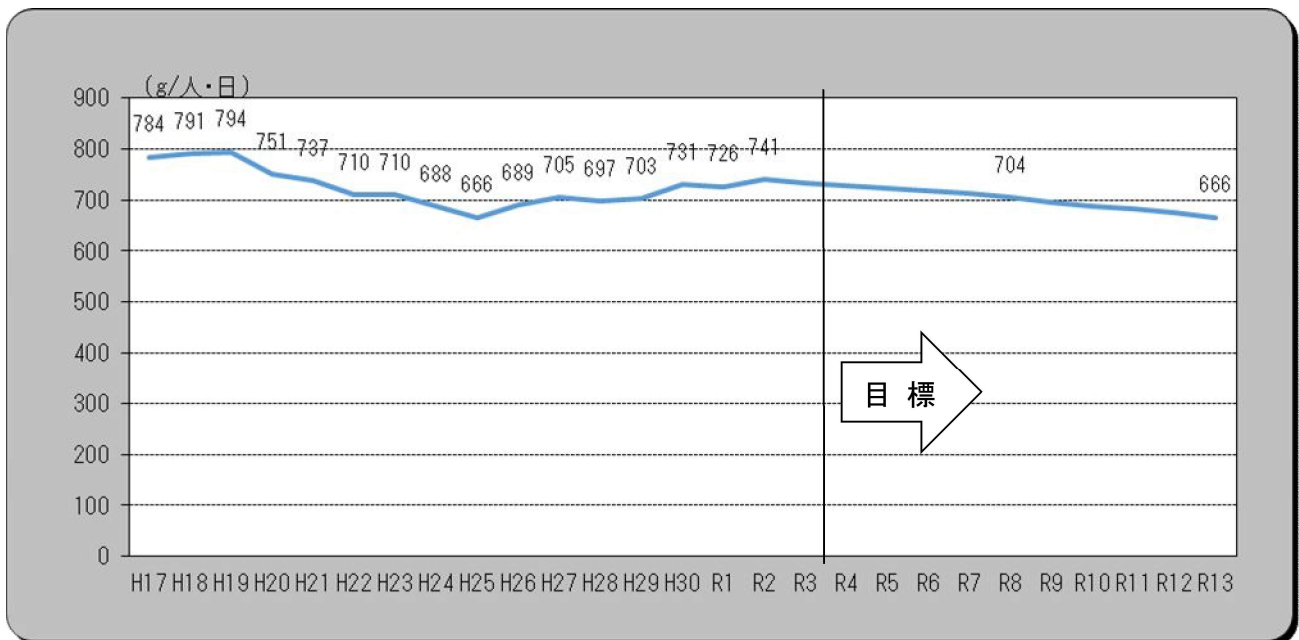
(1) 一人一日あたりのごみ排出量

① 目標値

本市の一人一日あたりのごみ排出量は、全国、県内でも上位の少なさであるが更なる削減を目指す。

本目標値は、第2次磐田市総合計画後期基本計画における目標値として位置付け、国や県の目標値との整合を図り、本市における令和2年度実績の741gから10%減の666gとする。

| 令和2年度実績 | 令和8年度中間 | 令和13年度目標 |
|---------|---------|----------|
| 741 g | 704 g | 666 g |



② 本市における一人一日あたりのごみ排出量の定義

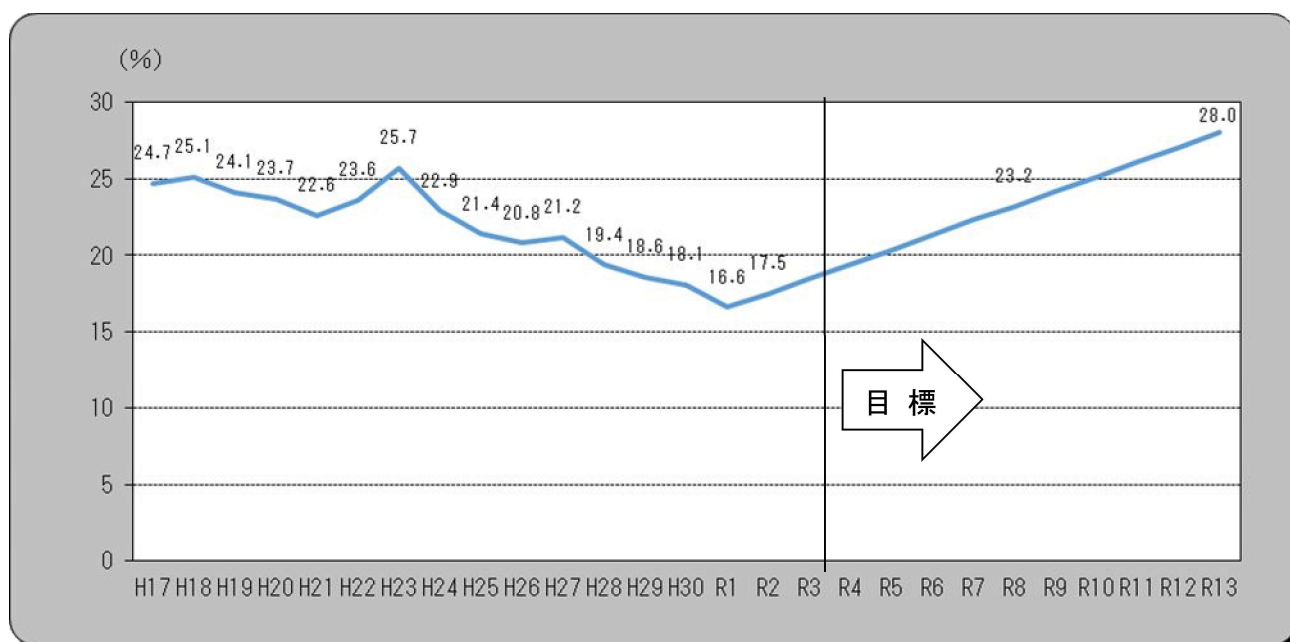
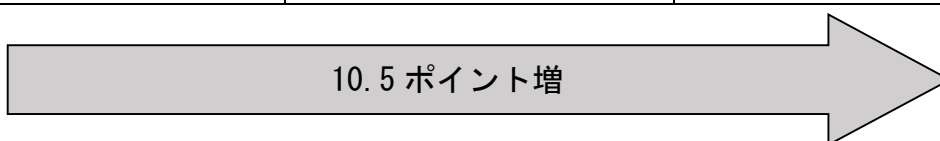
| | |
|-------------------|---|
| 一人一日あたりのごみ排出量 (g) | $\text{ごみ総排出量 (kg)} \div \text{総人口 (人)} \div 365 \text{日} \times 1,000$ |
|-------------------|---|

(2) 資源化率

① 目標値

国の第四次循環型社会形成推進基本計画では、令和7年度までに28%以上（平成30年度から8ポイント増）にする目標が設定されている。本市においても、国の目標値との整合を図り、本市における令和2年度実績の17.5%から10.5ポイント増の28.0%とする。

| 令和2年度実績 | 令和8年度中間 | 令和13年度目標 |
|---------|---------|----------|
| 17.5% | 23.2% | 28.0% |



② 本市における資源化率の定義

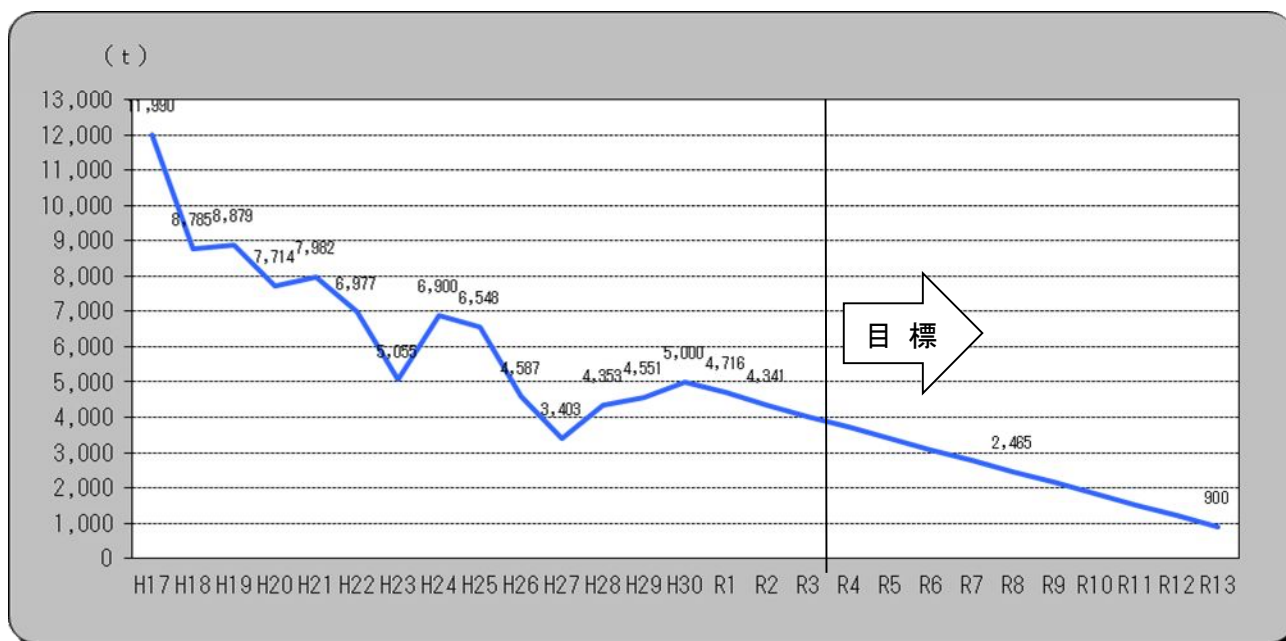
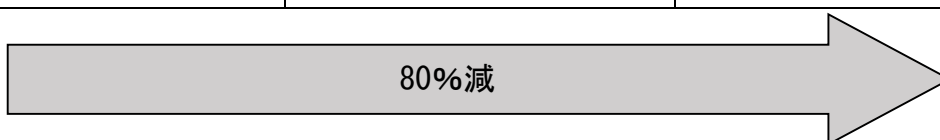
| | |
|------|-----------------------------------|
| 資源化率 | (資源化物量＋古紙等資源集団回収及び拠点回収量＋焼却灰資源化量) |
| (%) | ÷ (ごみ総排出量＋古紙等資源集団回収及び拠点回収量) × 100 |

(3) 最終処分量

① 目標値

国の第四次循環型社会形成推進基本計画では、平成30年度に対し、令和7年度において最終処分量を約17%削減する目標が設定されている。本市においては、本計画期間中に焼却残渣（焼却灰）を全量資源化する方針であるため、最終処分量の目標値としては、令和2年度実績の4,341 tから焼却残渣（焼却灰）3,251 tを除いた1,090 tに対し、約17%減の900 tとする。

| 令和2年度実績 | 令和8年度中間 | 令和13年度目標 |
|---------|---------|----------|
| 4,341 t | 2,465 t | 900 t |



② 本市における最終処分量の定義

| | |
|-------------|--|
| 最終処分量 (t) | 直接最終処分量 (ごみ収集による埋立ごみ量+自己搬入による埋立ごみ量) + 焼却残渣量 + 処理残渣量 |
|-------------|--|

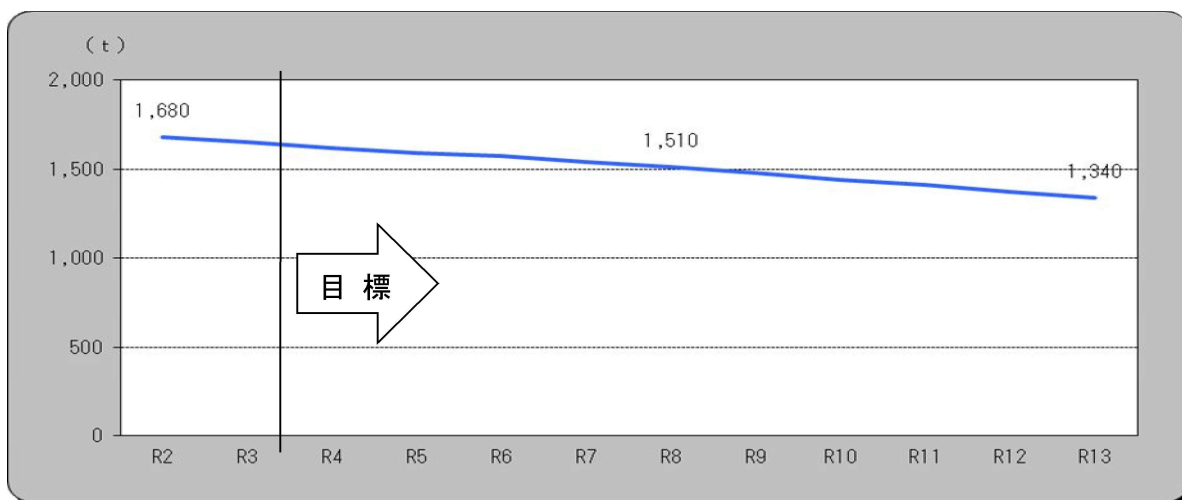
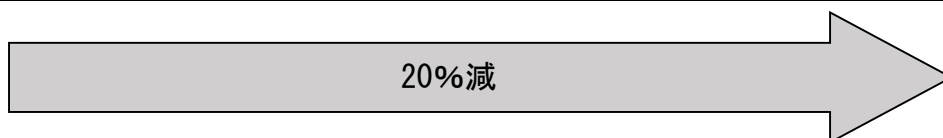
(4) 家庭ごみにおける食品ロス発生量

① 目標値

国の第四次循環型社会形成推進基本計画及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針では、2000年度（平成12年度）比で2030年度（令和12年度）までに食品ロス量を半減させるという目標が設定されている。

この目標は、国内の食品ロス量を、直近統計年の平成29年度（2017年度）から目標年（2030年度）までで見ると約20%削減させることとなるため、同様の方法で算出し、本市における令和2年度実績の1,680 tから20%減の1,340 tとする。

| 令和2年度実績 | 令和8年度中間 | 令和13年度目標 |
|---------|---------|----------|
| 1,680 t | 1,510 t | 1,340 t |



② 国における目標値（参考）

| | 基準年 H12 (2000) | 直近統計年 H29 (2017) | 目標年 R12 (2030) |
|---------------|----------------|------------------|----------------|
| 家庭系ごみにおける食品ロス | 433 万 t | 284 万 t | 216 万 t |
| 事業系ごみにおける食品ロス | 547 万 t | 328 万 t | 273 万 t |
| 合計 | 980 万 t | 612 万 t | 489 万 t |



5 具体的施策

行政、市民、事業者がそれぞれ果たすべき役割を示す。

基本方針1 市民・事業者の理解と協力による3Rの推進

(1) リデュース（発生抑制）対策

| 具体的施策 | | 行政 | 市民 | 事業者 |
|-------|-----------------------------|----|----|-----|
| 1 | ごみ分別説明会、施設見学会、体験学習会等の実施 | ○ | ○ | |
| 2 | ごみの減量に関する情報発信 | ○ | | |
| 3 | 再生利用業者への搬入による資源化の推進 【新規】 | ○ | ○ | ○ |

(2) リユース（再使用）対策

| 具体的施策 | | 行政 | 市民 | 事業者 |
|-------|--------------------|----|----|-----|
| 4 | バザー、フリーマーケット等の情報発信 | ○ | | |
| 5 | リサイクルバンク「マガモ」の情報発信 | ○ | | |

(3) リサイクル（再生利用）対策

| 具体的施策 | | 行政 | 市民 | 事業者 |
|-------|------------------------------|----|----|-----|
| 6 | 生ごみ堆肥化容器設置費補助金事業の実施 | ○ | ○ | |
| 7 | 古紙等資源集団回収事業奨励金交付事業の実施 | ○ | ○ | |
| 8 | 雑紙の分別促進のための取組みの検討、実施 【新規】 | ○ | | |

(4) 食品ロス削減対策【新規】

| 具体的施策 | | 行政 | 市民 | 事業者 | |
|-------|--------------------------------|--|----|-----|---|
| 9 | 事業者と連携した食品ロス削減の推進 【新規】 | 市内事業者と「食品ロス及びプラスチックごみの削減に向けた取組みに関する協定」を締結し、食品ロスの削減に取り組む。 | ○ | ○ | ○ |
| 10 | 食品ロス削減に関する普及、啓発活動 【新規】 | 情報発信媒体を利用した食品ロスに関する啓発や、事業者と連携した啓発キャンペーンの実施、食品ロス削減に有効なハンドブックを作成、配布する。 | ○ | ○ | ○ |
| 11 | 家庭から出る可燃ごみ内容物調査の定期的な実施 【新規】 | 家庭から排出される食品ロスの発生状況を把握するため、家庭から出る可燃ごみ内容物調査を定期的実施する。 | ○ | | |
| 12 | フードドライブ事業の推進 【新規】 | 家庭や事業所で余っている食品を集め、NPO法人や社会福祉協議会を通じて、フードドライブ事業を推進する。 | ○ | ○ | ○ |

(5) プラスチックごみ削減対策【新規】

| 具体的施策 | | 行政 | 市民 | 事業者 | |
|-------|------------------------------------|--|----|-----|---|
| 13 | 事業者と連携したプラスチックごみ削減の推進 【新規】 | 市内事業者と「食品ロス及びプラスチックごみの削減に向けた取組みに関する協定」を締結し、プラスチックごみの削減に取り組む。 | ○ | ○ | ○ |
| 14 | 海洋プラスチック問題の普及、啓発活動 【新規】 | 静岡県が取り組む6R県民運動を参考にしながら、情報発信媒体を利用して、海洋プラスチック問題に関する啓発をする。 | ○ | ○ | ○ |
| 15 | プラスチック一括回収への適切な対応 【新規】 | プラスチック一括回収に係る国の動向を注視しながら、情報収集し、適切に対応する。 | ○ | ○ | |
| 16 | マイボトルの利用促進、ノーペットボトルの推進 【新規】 | 情報発信媒体を利用して、マイボトルの利用促進や、自治会活動等において、ノーペットボトルの推進をする。 | ○ | ○ | ○ |
| 17 | マイバッグの利用促進、レジ袋削減の啓発 | 情報発信媒体を利用して、マイバッグの利用促進や、レジ袋削減に関する啓発をする。 | ○ | ○ | ○ |
| 18 | いわた COOL CH OICE DAYの実施 【新規】 | 市職員がマイボトルの持参やごみ拾いに取り組むことにより、市として率先してプラスチックごみの削減に取り組む。 | ○ | | |

基本方針2 ごみの適正処理の推進

(1) 市民・事業者への支援

| 具体的施策 | | 行政 | 市民 | 事業者 | |
|-------|-----------------------------------|--|----|-----|---|
| 1 | 家庭ごみ収集カレンダー、 ごみ分別ガイドブックの 作成 | 回収日時や分別方法、品目ごとの分別早 見表などを掲載し、全戸配布し、周知、 啓発をする。 | ○ | ○ | |
| 2 | ごみ集積所設置費補助事 業の実施 | ごみ集積所の新設や修繕に要する費用 の一部の補助金を自治会に交付する。 | ○ | ○ | |
| 3 | 粗大ごみの戸別収集の実 施 | 自己搬入の手段を持たない家庭に、有料 で戸別収集を実施する。 | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 高齢者世帯へのごみ出し 支援の実施 【新規】 | 高齢者世帯等、ごみ出しが困難な世帯へ のごみ出しの支援方法を検討し、実施す る。 | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 事業者向けのごみの分け 方・出し方パンフレットの 作成 | 市内事業所への配布や、市ホームペー ジで排出者責任や適正処理、リサイクル等 の周知、啓発をする。 | ○ | | ○ |
| 6 | エコアクション 21 認証取 得事業費補助事業の実施 | エコアクション 21 の認証を初めて取得 する市内事業者に、取得に要する経費の 一部を補助する。 | ○ | | ○ |

(2) 市民・事業者への啓発・指導

| 具体的施策 | | | 行政 | 市民 | 事業者 |
|-------|----------------------------|---|----|----|-----|
| 7 | ごみ減量、リサイクル啓発 DVDの作成 | DVDを作成し、YouTube等で周知、啓発をする。 | ○ | ○ | |
| 8 | 外国語版分別ガイドブック、ごみの出し方DVDの作成 | 外国人向けのごみ出しルールのガイドブック、DVDを作成し、YouTube等で周知、啓発をする。 | ○ | ○ | |
| 9 | 家庭ごみの適正処理のための指導の強化 【新規】 | 地域の依頼に基づき、外国人、転入者、アパート管理会社等へ家庭ごみの適正処理の指導を実施する。 | ○ | ○ | ○ |
| 10 | 危険物等の適正排出の啓発 【新規】 | 火災事故を防止するため、リチウムイオン電池、スプレー缶等の危険物の処理方法について啓発をする。 | ○ | ○ | ○ |
| 11 | 展開検査の実施 【新規】 | 事業系ごみ収集事業者への展開検査を実施し、排出事業者へ指導する。 | ○ | | ○ |

(3) ごみの適正処理に向けた取組み

| 具体的施策 | | | 行政 | 市民 | 事業者 |
|-------|-----------------------|--|----|----|-----|
| 12 | 磐田市廃棄物減量化等推進審議会の開催 | ごみ減量やリサイクル等、各種施策について審議する。 | ○ | ○ | ○ |
| 13 | 不法投棄対策 | 市職員及び委託業者による監視パトロールや、環境美化指導員による地域の見回り活動、警察や県との合同パトロール等を実施する。 | ○ | ○ | ○ |
| 14 | 資源物持ち去り行為に関するパトロールの強化 | 警察と連携し、市職員によるパトロールを定期的実施する。 | ○ | | |
| 15 | 災害廃棄物処理計画の推進 | 磐田市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の仮置場の確保、広域処理体制を構築する。 | ○ | | |

基本方針3 最適なごみ処理体制の構築

(1) 処理施設における資源化促進体制の整備

| 具体的施策 | | 行政 | 市民 | 事業者 |
|-------|------------------------------|----|----|-----|
| 1 | 廃食用油の回収、再利用 | ○ | ○ | |
| 2 | 磐田市クリーンセンターにおける剪定枝などのチップ化の実施 | ○ | | |
| 3 | 粗大ごみ処理施設における金属類の回収 | ○ | | |
| 4 | 磐田市クリーンセンターにおける熱エネルギーの有効利用 | ○ | | |
| 5 | 焼却灰の資源化実施【新規】 | ○ | | |
| 6 | ガラス・陶器の資源回収の実施【新規】 | ○ | | |
| 7 | 新たな資源化品目の調査、実施【新規】 | ○ | | |

(2) 拠点回収の充実

| 具体的施策 | | 行政 | 市民 | 事業者 |
|-------|------------------------|----|----|-----|
| 8 | リサイクルステーションによる排出環境の充実 | ○ | | |
| 9 | 民間の資源物回収拠点に関する情報発信【新規】 | ○ | | ○ |

6 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

ごみを資源化するためには、排出段階からの分別が重要である。ただし、分別や資源化に消費するエネルギーを考慮に入れ、その最小化に努めなければならない。また、分別する手間、保管場所の確保など市民の負担になることが想定される。分別区分の変更にあたっては、市民からの意見も十分に聞き、慎重に進めることとする。

今後は社会情勢や近隣市町の動向を見ながら、分別区分変更の必要性について検討していくものとする。

7 収集運搬計画

(1) 収集運搬の基本方針

ごみの収集運搬は地域に密着したものであることから、市民の理解と協力のもと効率的な収集体制を構築し、市民サービスの向上を目指すものとする。

(2) 収集運搬主体

① 家庭系廃棄物

ア 地域のごみ集積所に排出されたごみの収集業務は、市が委託する民間事業者が行う。

イ 一般家庭から多量に発生する引越ごみ等及び規定の大きさを超える粗大ごみは、自己搬入する。

ウ 自己搬入の手段を持たない高齢者等の世帯に対しては、本市が実施する粗大ごみ戸別収集制度又は本市が許可した事業者により収集する。

② 事業系一般廃棄物

事業所等の事業活動から排出される産業廃棄物以外のごみは、自己搬入又は本市が許可した事業者により収集する。

(3) 収集区域

収集区域は、市全域とする。

委託業者の収集範囲は、現状の範囲を維持する。今後の社会情勢や収集量の変化など、必要に応じて随時検討する。

(4) 排出場所

各地域のごみ集積所とする。

(5) 分別区分、排出頻度

分別区分は現状のままとし、排出容器等、排出頻度についても同様とする。

8 今後の新規許可

本市及び既存の収集運搬許可業者による一般廃棄物の処理（収集若しくは運搬又は処分）が困難な状況にないため、法第7条第5項又は法第7条第10項の規定に基づく、一般廃棄物処理業の新規の許可は行わない。ただし、一般廃棄物の処理が困難と判断した場合は、この限りではない。

9 中間処理計画

(1) 中間処理の基本方針

市民の協力のもとごみの排出抑制に努めるが、それでもなお排出されるごみについては、循環型社会形成の観点から資源物を分別し、民間施設の活用も含め、資源化を図る。

燃やすごみについては、衛生処理及び減容化の観点から焼却処理を行うが、その際に発生する熱エネルギーの有効利用を図る。

(2) 中間処理の方法

中間処理の方法を表 2 - 8 に示す。

表 2 - 8 中間処理の方法

| 施設名称 | 事業主体 | 処理対象物 | 処理方法 | 処分方法 |
|-------------------|---------------------|---|--------------|------------|
| 磐田市 クリーンセンター | 磐田市 | ・台所ごみ類 ・燃やせるごみ ・粗大ごみ処理施設で発生する破砕残渣 | 焼却 | 資源化 埋立て |
| | | ・剪定枝 | 破砕 (チップ化) | 資源化 |
| 中遠広域粗大 ごみ処理施設 | 中遠広域事務組合 | ・金物 ・小型電化製品 ・自転車 | 破砕・選別 ・圧縮 | 資源化 埋立て |
| | | ・有害ごみ (水銀を含むもの) | 破砕・梱包 | 資源化 |
| | | ・プラスチック製 容器包装 | 圧縮・梱包 | 資源化 |
| 磐田広域 リサイクルセンター | 磐田広域環境整備 事業共同企業体 | ・空きびん ・ペットボトル | 圧縮・梱包 | 資源化 |
| 再生利用施設 | 民間事業者 | ・剪定枝、雑草、藁、 藁畳、籾殻、木屑 ・生木、草、竹、根株 | 堆肥化 | 資源化 |
| | | ・食品残渣 | 養豚飼料 | 資源化 |

(3) 処理施設の維持管理

施設運営に当たって環境保全に十分配慮し、精密機能検査、ばい煙測定等の定期的な検査により運転管理の適正さや公害防止装置の能力を把握し、常に最良な状態で運転する。

また、日常的な機器の点検、整備を行い、老朽化等の能力低下が予見される場合には、機器や設備の新設、更新を図り、その能力が発揮できるようにする。

(4) 磐田市クリーンセンターの運営方針

本市が所管する磐田市クリーンセンターについては、整備時に掲げられた基本方針に基づいた運営管理を行うものとする。磐田市クリーンセンターの基本方針を表2-9に示す。

表2-9 磐田市クリーンセンターの基本方針

| 基本方針 | |
|-------------------------------|--------------------------|
| Safety（安全性） | 技術面、運転・管理面における徹底した安全性の確保 |
| Community（共生・地域融和） | 地域に開かれた施設として情報を広く公開 |
| Economy（経済性） | 費用対効果に優れた事業の推進 |
| Environmental safeguard（環境保全） | 周辺環境への影響の最小化、埋立処分量の最小化 |
| Eco-efficiency（環境効率性） | エネルギーの有効利用 |

10 最終処分計画

(1) 最終処分の基本方針

ごみの排出抑制及び再資源化を促進した上で、技術的、経済的、効率的（エネルギー消費など）に資源化が困難なものについては減容化、安定化を図り、最終処分場に埋立処分する。

(2) 最終処分の方法

埋立ごみ及び磐田市クリーンセンターで発生する焼却灰の一部は、中遠広域一般廃棄物最終処分場で埋立処分する。ただし、現在使用している中遠広域事務組合の最終処分場は、本計画期間中に埋立期限を迎えることから、民間委託による安定的な処理に向けて、処分先や搬出方法について検討し、実施するものとする。

(3) 最終処分場の維持管理

現在、使用している中遠広域一般廃棄物最終処分場の運営に当たっては、所管の中遠広域事務組合を主体として、適正に運用・管理し、環境保全及び公害防止に努めることができるよう連携していくものとする。

なお、磐田市一般廃棄物最終処分場については、埋立てを終了しているが、最終処分場の廃止ができるよう適正に運用・管理を継続していくものとする。

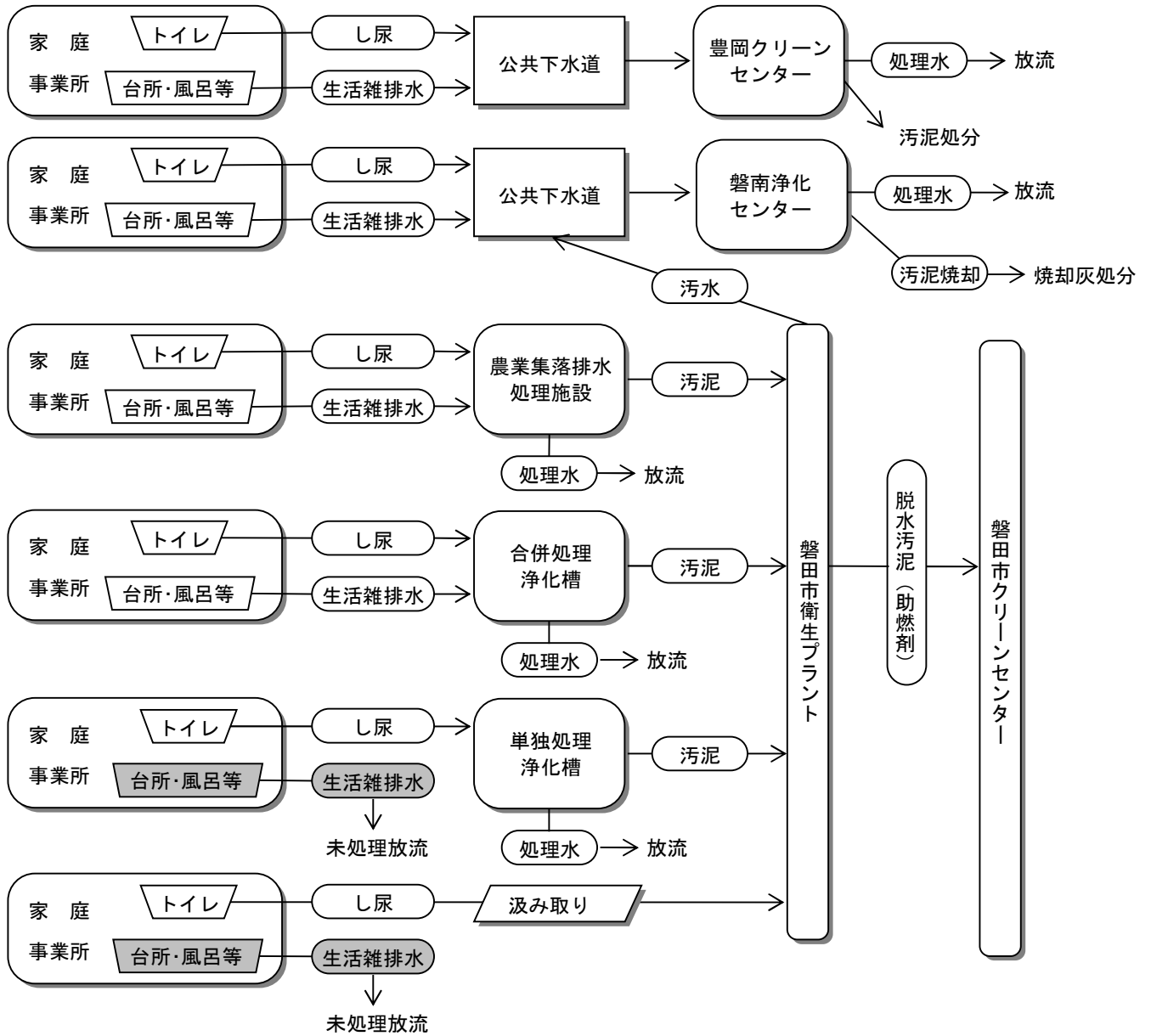
第3章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水の排出の状況

1 生活排水処理の流れ

本市の現状の生活排水処理の流れを図3-1に示す。

図3-1 生活排水処理の流れ



2 生活排水処理の状況

(1) 生活排水の処理形態別人口の実績

公共下水道の整備を図り、下水道供用開始区域内における未接続世帯への啓発・指導を推進したことで、下水道人口が増加しており、単独処理浄化槽とくみ取り便槽人口は減少している。

農業集落排水については、令和2年度に、鮫島・浜部地区を公共下水道に編入したため処理人口が減少している。生活排水処理形態別人口の推移を表3-1に示す。

表3-1 生活排水処理形態別人口の推移

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 1 行政区域内人口 | 170,430人 | 169,931人 | 169,725人 | 169,673人 | 169,013人 |
| 2 水洗化・生活排水 処理人口 | 143,732人 | 144,758人 | 145,464人 | 147,079人 | 146,958人 |
| (1)公共下水道 | 130,183人 | 131,356人 | 132,463人 | 133,966人 | 134,874人 |
| (2)農業集落排水 | 2,410人 | 2,406人 | 2,379人 | 2,360人 | 1,612人 |
| (3)合併処理浄化槽 | 11,139人 | 10,996人 | 10,622人 | 10,753人 | 10,472人 |
| 3 水洗化・生活排水 未処理人口 (単独処理浄化槽) | 20,606人 | 19,575人 | 18,878人 | 17,391人 | 16,962人 |
| 4 非水洗化人口 (くみ取り便槽) | 6,092人 | 5,598人 | 5,383人 | 5,203人 | 5,093人 |

3 公共下水道事業

(1) 公共下水道の整備状況

① 磐南処理区

公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図るため、天竜川以東から太田川に至る沿岸内陸部を対象に平成2年6月から供用を開始している。農業集落排水処理区域のうち、向笠里地区は令和元年度から、鮫島・浜部地区は令和2年度から公共下水道に編入している。

供用開始面積は、令和2年度末現在で3,060haとなっている。磐南処理区の全体計画及び供用状況を表3-2に示す。

表3-2 磐南処理区の全体計画及び供用状況

| | | | |
|-------------|---------------------------|-------------|----------------------------|
| 対 象 地 域 | 磐田市全域（豊岡処理区を除く） | | |
| 事 業 着 手 | 昭和56年7月9日 | | |
| 供 用 開 始 | 平成2年6月 | | |
| 全 体 計 画 面 積 | 4,070ha | | |
| 整 備 状 況 | | 処 理 計 画 | |
| 供用開始面積 | 3,060ha | 施 設 名 称 | 磐南浄化センター |
| 供用開始区域内人口 | 136,495人 | 排 除 方 式 | 分流式 |
| 普 及 率 | 86.3% | 処 理 方 式 | 標準活性汚泥法 |
| 処 理 能 力 | 66,000 m ³ /日 | 敷 地 面 積 | 13.02ha |
| 処 理 水 量 | 13,972,553 m ³ | 処 理 能 力 | 73,000 m ³ /日最大 |
| 有 収 水 量 | 13,725,128 m ³ | 系 列 数 | 4系列 |
| 水 洗 化 人 口 | 127,891人 | 汚 泥 焼 却 施 設 | 63 t/日炉×1基 |
| 水 洗 化 率 | 93.7% | 放 流 先 | 旧仿僧川 |
| 汚 泥 処 分量 | 9,145 t | | |

※整備状況は、令和2年度末現在の状況とする。

② 豊岡処理区

豊岡地区の天竜川、一雲済川等の公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図るため、平成13年3月から供用を開始している。

供用開始面積は、令和2年度末時点で276haとなっている。豊岡処理区の全体計画及び供用状況を表3-3に示す。

表3-3 豊岡処理区の全体計画及び供用状況

| | | | |
|-----------|------------------------------------|------|---------------------------|
| 対象地域 | 豊岡北地区及び南地区（社山、合代島上、大楽地、神田地区の一部を除く） | | |
| 事業着手 | 平成6年6月28日 | | |
| 供用開始 | 平成13年3月 | | |
| 全体計画面積 | 315ha | | |
| 整備状況 | | 処理計画 | |
| 供用開始面積 | 276ha | 施設名称 | 豊岡クリーンセンター |
| 供用開始区域内人口 | 7,708人 | 排除方式 | 分流式 |
| 普及率 | 71.0% | 処理方式 | オキシデーションディッチ法 |
| 処理能力 | 3,300 m ³ /日 | 敷地面積 | 2.4ha |
| 処理水量 | 887,036 m ³ | 処理能力 | 4,700 m ³ /日最大 |
| 有収水量 | 844,057 m ³ | 放流先 | 松木1号排水路 (一雲済川) |
| 水洗化人口 | 6,983人 | | |
| 水洗化率 | 90.6% | | |
| 汚泥処分量 | 589t | | |

※整備状況は、令和2年度末現在の状況とする。

公共下水道接続人口の推移を図3-2に示す。

図3-2 公共下水道接続人口の推移



(2) 公共下水道整備に関する課題

公共下水道の整備は進んでいるが、有効に機能させるために確実な接続を推進していかなければならない。

また、下水道施設の整備にかかる財政的負担は大きいため、少子化等による人口減少を考慮し、今後の整備計画を検証する必要がある。

4 農業集落排水処理事業

(1) 農業集落排水処理の状況

農業振興地域内の農業用排水の水質保全及び生活環境の改善を図るため、西島・玉越地区は平成14年、敷地地区は平成19年から供用を開始し、整備を完了している。農業集落排水処理施設の概要及び農業集落排水接続人口の推移を表3-4、図3-3に示す。

表3-4 農業集落排水処理施設の概要

| 名称 | 西島・玉越集落排水処理施設 | 敷地集落排水処理施設 |
|--------|--|----------------------------|
| 敷地面積 | 1,505 m ² | 1,458 m ² |
| 事業年度 | 平成9年～平成13年 | 平成10年～平成19年 |
| 供用開始 | 平成14年6月 | 平成19年6月 |
| 処理方式 | JARUS-Ⅲ型 流量調整槽を前置し嫌気ろ床と接触ばっ気を組み合わせた方式 | JARUS-OD型 オキシデーションディッチ法 |
| 計画処理人口 | 960人 | 1,740人 |
| 放流先 | 蟹田川（太田川） | 敷地川 |

図3-3 農業集落排水接続人口の推移



(2) 農業集落排水処理に関する課題

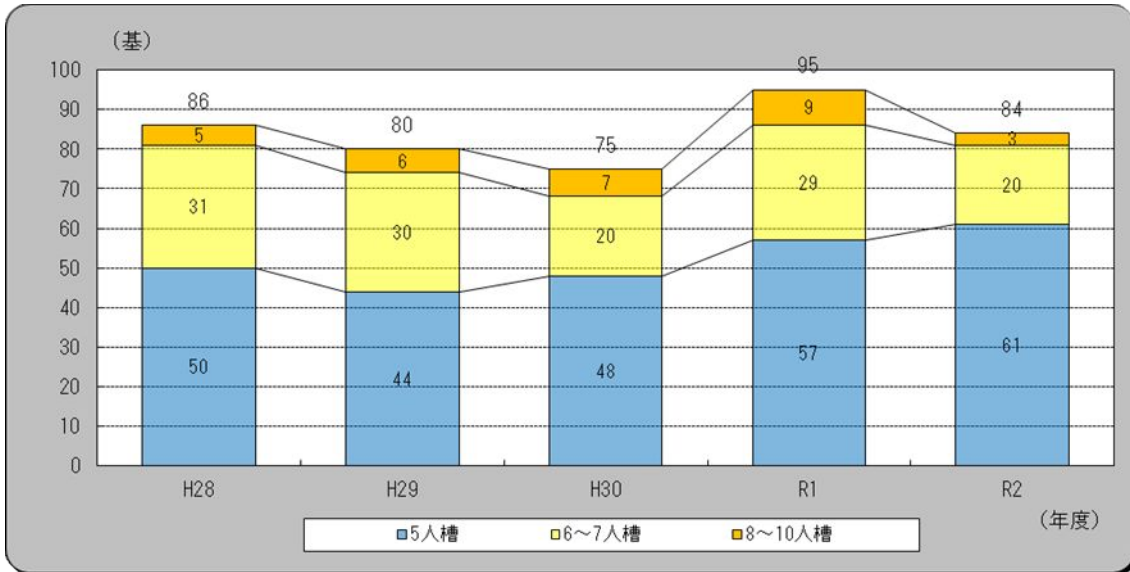
既に施設の整備は完了しているため、西島・玉越地区及び敷地地区の施設の維持管理を適切に行うとともに、公共下水道への接続も視野に入れて施設の存続について検討していく必要がある。

5 合併処理浄化槽設置事業

(1) 合併処理浄化槽設置の状況

下水道事業計画区域外において、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽への設置替えや新設を対象に、設置費用の一部を補助している。合併処理浄化槽設置事業補助基数の推移を図3-4に示す。

図3-4 合併処理浄化槽設置事業補助基数の推移



(2) 合併処理浄化槽に関する課題

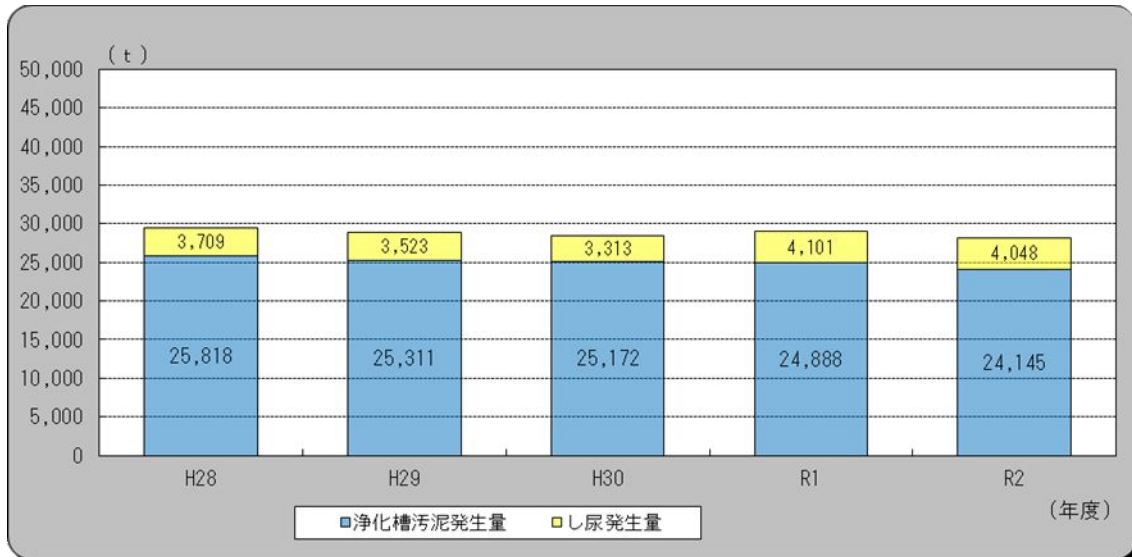
公共下水道の整備が進む中、市域全体の汚水処理人口普及率の向上に向けて合併処理浄化槽設置補助金制度の更なる活用を促すとともに、浄化槽の適切な維持管理のために義務付けられている保守点検や清掃、法定検査の実施について、県の管理指導に併せて周知、啓発していく必要がある。

6 し尿処理事業

(1) し尿及び浄化槽汚泥量の推移

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥量の推移を図3-5に示す。

図3-5 し尿及び浄化槽汚泥量の推移



(2) 収集の状況

し尿等の収集については、公共下水道の普及とともに収集量が減少しているが、適正に処理をするため、本市及び本市が許可した事業者により収集運搬体制を確保している。し尿等の収集料金は従量制で、地区内は統一料金である。

(3) 処理・処分の状況

し尿及び浄化槽汚泥は、磐田市衛生プラントで処理している。現在は、直接脱水＋希釈・下水道放流方式（計画処理量 98kL/日）の汚泥再生処理センターとして稼働を続けている。磐田市衛生プラントの概要を表3-5に示す。

表 3-5 磐田市衛生プラントの概要

| | | | | |
|----------|---|---------------------------------------|---------|---------|
| 施設名称 | 磐田市衛生プラント | | | |
| 施設所管 | 磐田市 | | | |
| 所在地 | 磐田市千手堂 2066 | | | |
| 計画処理量 | 98kL/日（し尿 6 kL/日、浄化槽汚泥 92kL/日） | | | |
| 処理方式 | 水処理 | 直接脱水+希釈・下水道放流 | | |
| | 汚泥処理 | 場外搬出（磐田市クリーンセンターで助燃剤として有効利用） | | |
| | 臭気処理 | 高濃度臭気：生物脱臭処理+活性炭吸着処理 低濃度臭気：活性炭吸着処理 | | |
| 放流先 | 磐南処理区 | | | |
| 沈砂物の処分方法 | 施設内で洗浄後、場外搬出し埋立処分 | | | |
| 汚泥の処分方法 | 含水率70%以下の脱水汚泥として、磐田市クリーンセンターで助燃剤として、有効利用している。 | | | |
| 水質等 | 項目 | 単位 | 基準値 | 計画値 |
| | pH | — | 5.1~8.9 | 5.5~8.5 |
| | BOD | mg/L | 599 | 540 |
| | SS | mg/L | 599 | 540 |
| | T-N | mg/L | 379 | 342 |
| 処理能力 | 当初：昭和 63 年度 改修：平成 27 年度 | | | |
| 設計・施工 | 当初：住友重機械工業株式会社 改修：水 i n g 株式会社 | | | |

(4) し尿処理に関する課題

し尿の収集量は中長期的に見て減少傾向にあり、浄化槽汚泥は安定して排出されていることから、浄化槽汚泥混入率が上昇している。搬入の状態により処理効率へ影響が出ないよう、磐田市衛生プラントの運転管理条件を適切に変更して対応する必要がある。

7 公共下水道及び農業集落排水処理施設使用料金

(1) 使用料金等の状況

公共下水道及び農業集落排水処理施設使用料金を表3-6に示す。

表3-6 公共下水道・農業集落排水処理施設使用料金表

| 処理区 | 料金区分(2か月分) | 排除汚水量 | 使用料(税込) |
|--|--------------------------------|----------------------------|----------|
| ・磐南処理区(公共下水道) ・豊岡処理区(公共下水道) ・西島・玉越地区 (農業集落排水) | 基本料金 | 基本水量(16 m ³ まで) | 1,780 円 |
| | 超過料金 (1 m ³ あたり) | 17~20 m ³ まで | 26.19 円 |
| | | 21~40 m ³ まで | 132.00 円 |
| | | 41~60 m ³ まで | 137.23 円 |
| | | 61~100 m ³ まで | 149.80 円 |
| | | 101~200 m ³ まで | 162.38 円 |
| | | 201 m ³ ~ | 172.85 円 |
| ・敷地地区 (農業集落排水) | 基本料金 | 基本水量(16 m ³ まで) | 2,220 円 |
| | 超過料金 (1 m ³ あたり) | 17~20 m ³ まで | 36.09 円 |
| | | 21~40 m ³ まで | 141.90 円 |
| | | 41~60 m ³ まで | 147.13 円 |
| | | 61~100 m ³ まで | 159.70 円 |
| | | 101~200 m ³ まで | 172.28 円 |
| | | 201 m ³ ~ | 182.75 円 |

(2) 使用料金等の課題

公共下水道及び農業集落排水処理施設使用料は、敷地地区とその他の地区で料金体系が異なっているため、費用負担の公平性について検討する必要がある。

また、下水道事業は、汚水処理費を使用料収入で賄えていないため、今後の人口減少や計画的な施設の維持更新、独立採算の原則を踏まえ、定期的の使用料の見直しを検討する必要がある。

第2節 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理に係る基本理念

本市は、南に遠州灘、西に天竜川、北に山や森が広がり、日本有数のトンボの生息地「桶ヶ谷沼」など、豊かな自然環境を有している。

また、JR東海道本線や東名高速道路・新東名高速道路などが通る恵まれた地理条件を生かし、輸送関連などの製造業が盛んな工業都市である。

生活排水処理対策としては、公共下水道事業、農業集落排水処理事業及び合併処理浄化槽整備事業を推進しているところであるが、これらを利用していない家庭や事業所については生活排水を直接水路等に排水しているところもあり、海や河川などの水質汚濁を防止し、公共用水域の水質保全を図る必要がある。

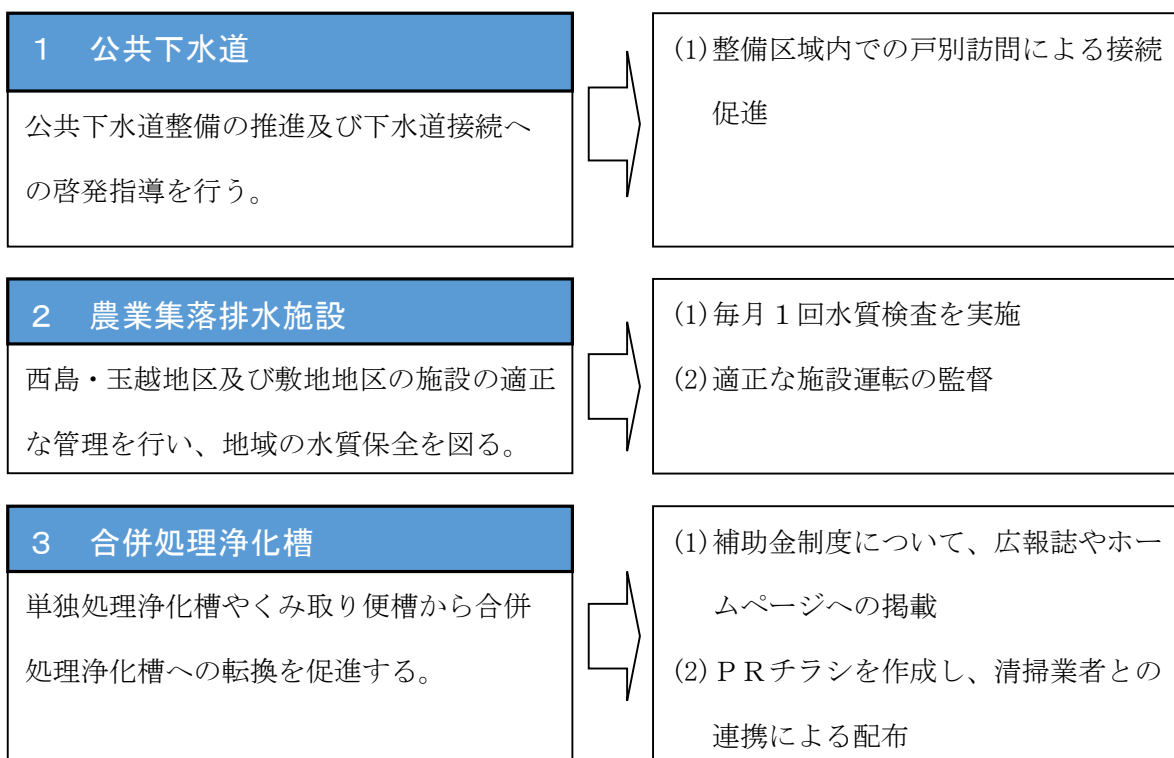
したがって、生活排水の適正な処理に対する啓発を行い、公共用水域の水質保全に取り組んでいくとともに、豊かな自然環境を守り、快適な生活環境の維持を目指していく。

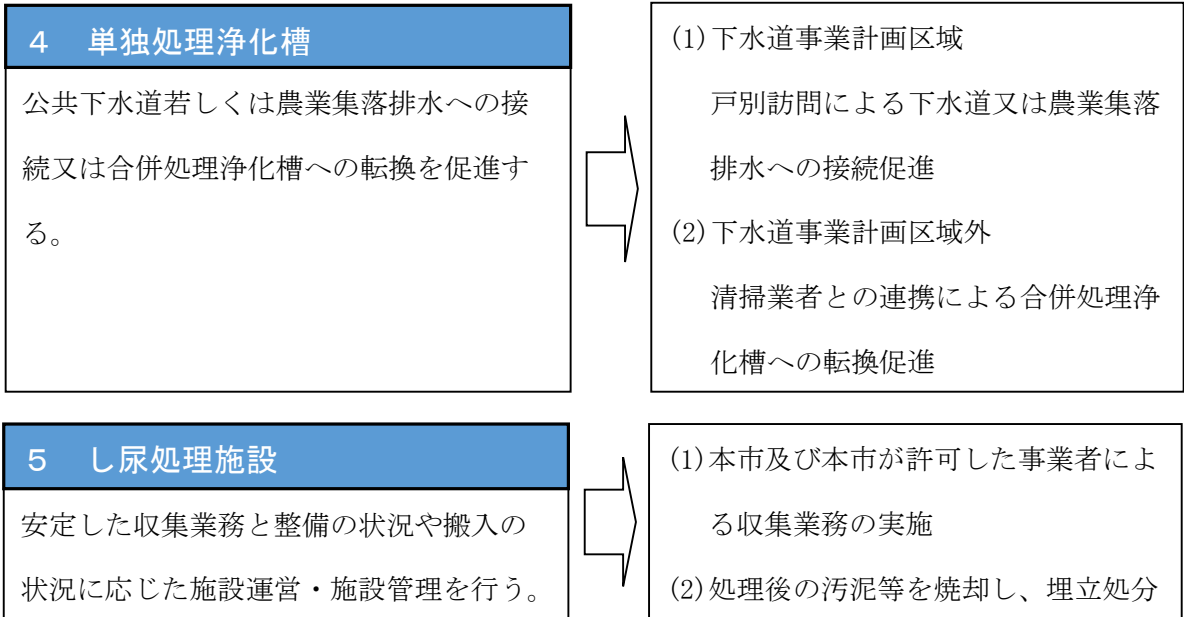
2 生活排水処理施設整備等の基本方針

生活排水対策の基本として、生活排水処理施設の整備普及を進めるとともに、施設の適正な維持管理に努める。基本方針は次のとおりとする。

《基本方針》

《具体的施策》





3 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体を表3-7に示す。

表3-7 生活排水の処理主体

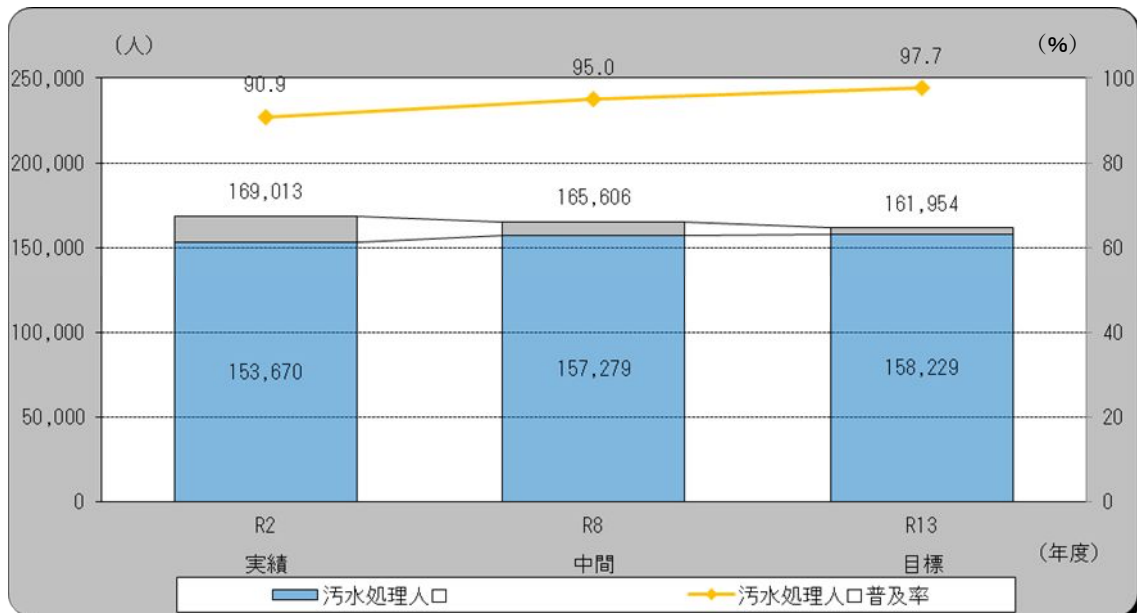
| 処理施設の種 類 | 対象となる排水の種類 | 設置主体 | 施設整備規模(計画人口) | 対象区域 |
|-----------------|----------------------|------|----------------|------------------|
| 公 共 下 水 道 | し尿、生活雑排水 工場排水、雨水等 | 市 | 10,000人以上 | 主として市街地 |
| 農 業 集 落 排 水 施 設 | し尿 生活雑排水 | 市 | 1,000人程度 以下 | 農業振興地域内の 農業集落 |
| 合 併 処 理 浄 化 槽 | し尿 生活雑排水 | 個人等 | — | — |
| 単 独 処 理 浄 化 槽 | し尿 | 個人等 | — | — |
| し 尿 処 理 施 設 | し尿 浄化槽汚泥 | 市 | — | — |

4 生活排水の処理目標

(1) 生活排水処理目標

生活排水処理目標は「汚水処理人口普及率」を指標とし、図3-6に示す。令和2年度実績90.9%であったものを、目標年度の令和13年度には97.7%を目標とする。

図3-6 生活排水の処理目標

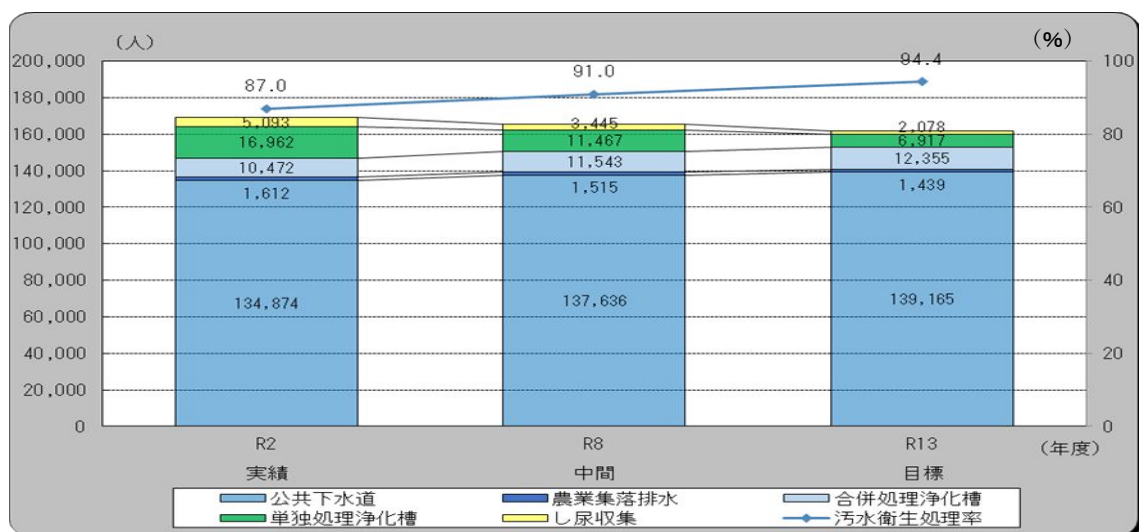


※汚水処理人口普及率＝汚水処理人口÷総人口×100

(2) 生活排水の処理形態別人口の目標

生活排水処理形態別人口の目標を図3-7に示す。生活排水処理されている汚水衛生処理率は、令和2年度実績87.0%であったものを、目標年度の令和13年度には94.4%を目標とする。

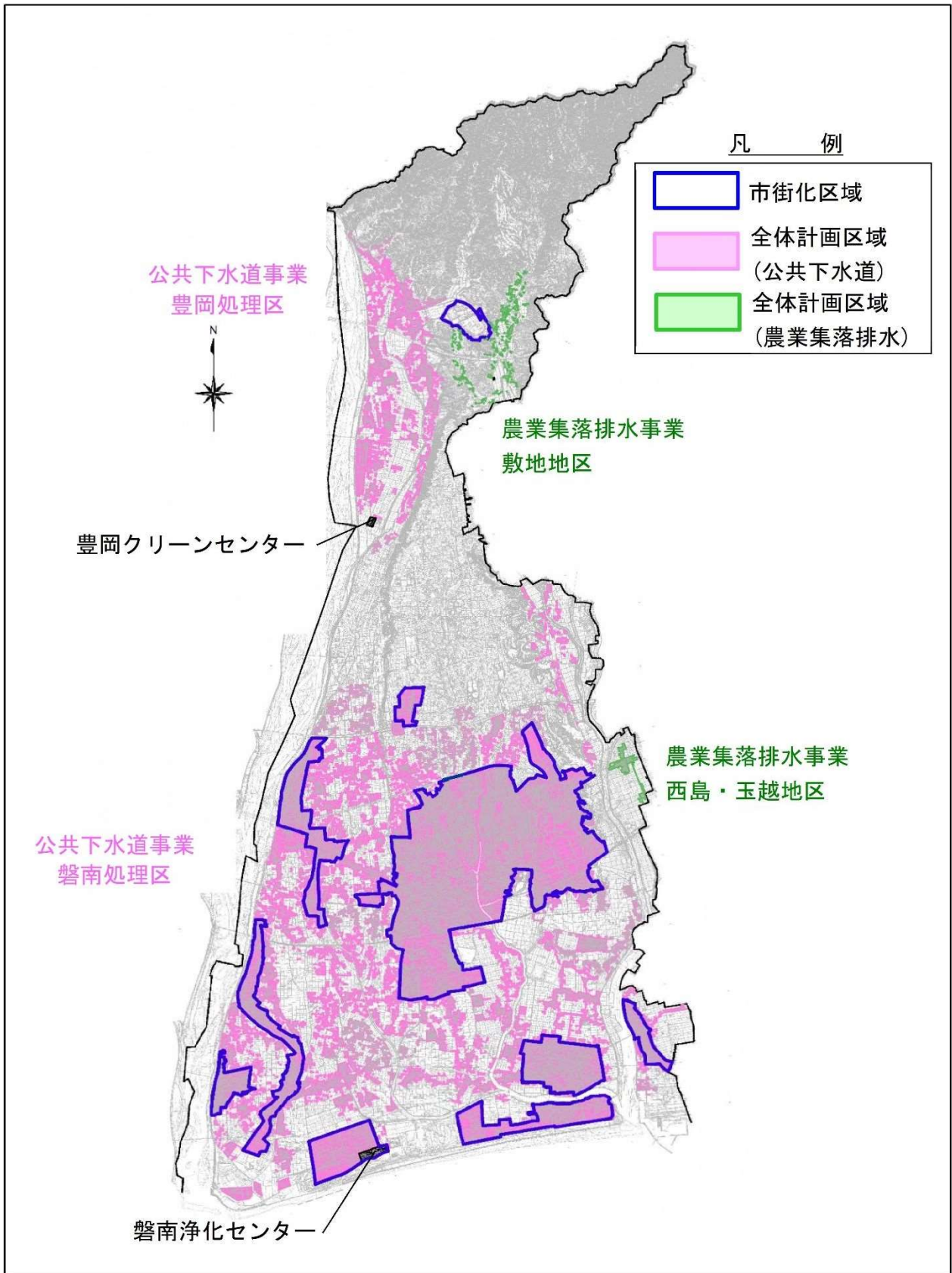
図3-7 生活排水処理形態別人口の目標



※汚水衛生処理率＝汚水衛生処理人口÷総人口×100

下水道計画図を図3-8に示す。

図3-8 下水道計画図



5 施設及びその整備計画の概要

各生活排水処理施設の整備計画の概要を表3-8に示す。

表3-8 生活排水処理施設の整備計画の概要

| 区分 | 計画処理区域 | 計画処理人口 | 整備予定年度 | 事業費見込み |
|----------------|----------------|----------|---------|--------|
| 公共下水道 | 磐南処理区 4,070ha | 134,200人 | ～令和13年度 | — |
| | 豊岡処理区 315ha | 8,100人 | | |
| 農業集落排水 処理施設 | 西島・玉越地区 11.7ha | 960人 | 終了 | — |
| | 敷地地区 45.4ha | 1,740人 | | |
| 合併処理浄化槽 | 下水道事業区域外 | 12,355人 | ～令和13年度 | 3億円 |
| し尿処理施設 | 市全域 | 23,492人 | 終了 | — |

※し尿処理施設の計画処理人口は、合併及び単独処理浄化槽、農業集落排水並びにし尿収集人口の合計

6 し尿・汚泥の処理計画

(1) 収集運搬計画

① 収集運搬の基本方針

し尿及び浄化槽汚泥の収集量は減少してきているが、市全域を公共下水道で対応できず、浄化槽整備を推進する地区もあるため、し尿及び浄化槽汚泥の収集業務は今後も継続し、本市と本市が許可した事業者が連携を保ちながら安定した収集業務を維持していくものとする。

② 収集区域の範囲

市全域とする。

③ 収集運搬の方法

収集業務は、本市及び本市が許可した事業者が実施するものとする。

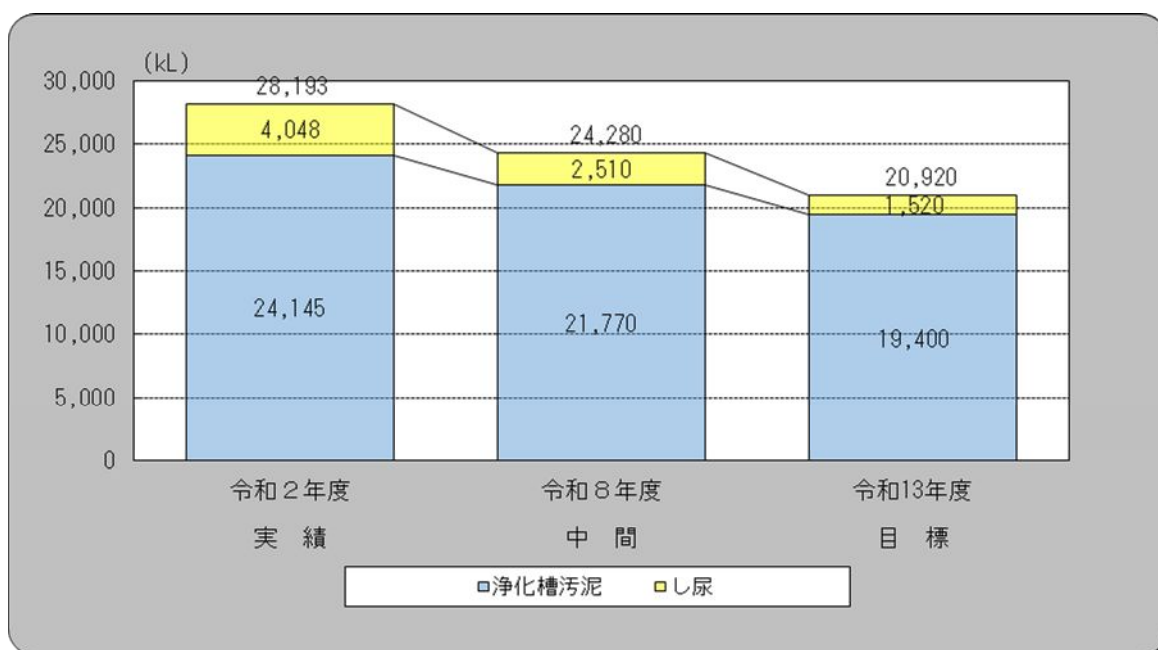
本市が行う直営収集は、災害時など緊急対策用として必要なことから維持していくものとし、通常は公共施設の収集を実施する。

本市が許可した事業者は、一般家庭及び民間事業所のし尿及び浄化槽汚泥の収集を実施する。

④ 計画収集量

し尿及び浄化槽汚泥の計画収集量を図3-9に示す。

図3-9 し尿及び浄化槽汚泥の計画収集量



(2) 中間処理計画

① 中間処理の基本方針

磐田市衛生プラントの運転条件は、し尿及び汚泥の搬入量の減少、負荷量の変動などにより変化することから、今後も引き続き、各設備の状況や搬入の状態に応じた施設運営・運転管理を行い、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を継続するものとする。

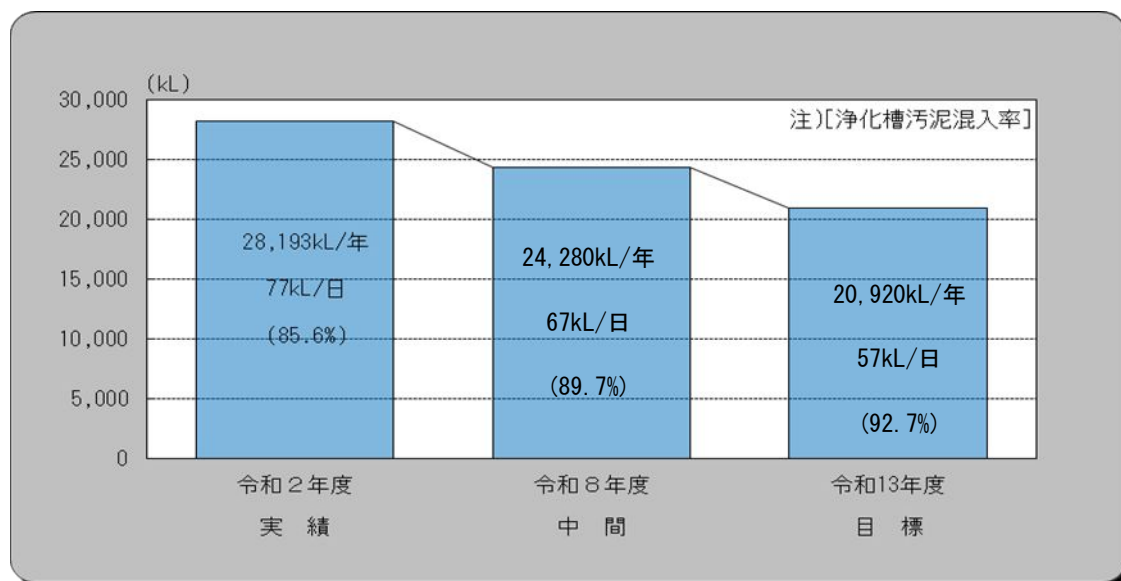
② 中間処理の方法

磐田市衛生プラントでの処理を継続していくものとする。ただし、適正処理の継続に向けた施設の長寿命化対策や運転条件の変化への対応など、今後の施設のあり方や整備方針等について検討を進めるものとする。

③ 計画処理量

し尿及び浄化槽汚泥の計画処理量を図3-10に示す。

図 3-10 し尿及び浄化槽汚泥の計画処理量



(3) 最終処分計画

① 最終処分の基本方針

再資源化を促進した上で、技術的、経済的に資源化が困難なものについては、最終処分場に埋立処分する。

② 最終処分の方法

磐田市衛生プラントから発生する脱水汚泥は、磐田市クリーンセンターへ搬入し、助燃剤として引き続き有効利用する。また、し尿及び浄化槽汚泥に含まれる沈砂物は、中遠広域一般廃棄物最終処分場で埋立処分する。

なお、沈砂物の埋立処分については、現在使用している中遠広域事務組合の最終処分場が本計画期間中に埋立期限を迎えることから、民間委託による安定的な処理に向けて、処分先や搬出方法について検討し、実施するものとする。

7 広報・啓発活動

第2次磐田市総合計画後期基本計画において、下水道の経営基盤の強化、未普及対策と施設の耐震化・長寿命化、合併処理浄化槽設置の推進を掲げている。また、第2次磐田市環境基本計画では、基本方針1「暮らしやすさが実感できる環境をつくります」の指標の1つとして、汚水処理人口普及率を明示し、快適な生活環境の確保に努めている。

下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を促進するため、市ホームページや広報紙、工事説明会でのPR、民間事業者との連携を行い、公共用水域の水質保全や、生活排水対策等の重要性、合併処理浄化槽設置補助金制度について周知や啓発を図っていく。

用語集

【あ行】

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。廃棄物処理法では、廃棄物をその発生形態や性状の違いから「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に大別しており、一般廃棄物は、「ごみ」と「生活排水（し尿・生活雑排水）」に分類される。また、「ごみ」は、一般家庭の日常生活に伴って排出される「家庭系ごみ」と商店、オフィス、飲食店等の事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」に分類される。

エコアクション21

中小事業者等の環境への取組みを支援するとともに、その取組みを効果的・効率的に実施させる簡易な環境経営システム。二酸化炭素や廃棄物排出量などを把握し、省エネルギーや廃棄物の削減・リサイクルなどに取り組むことが規定されている。

汚水衛生処理率

下水道、農業集落排水施設及びコミュニティプラント、合併処理浄化槽による水洗便所設置済人口を住民基本台帳人口で除して算出した、汚水が衛生的に処理されている人口の割合を表した指標。

汚水処理人口普及率

下水道、農業集落排水施設等及びコミュニティプラント、合併処理浄化槽を利用できる人口を住民基本台帳人口で除して算出した、汚水処理施設の普及状況を表した指標。

【か行】

海洋プラスチック

きちんと捨てられず、海に流出したビニール袋やペットボトルなどのプラスチックごみ。プラスチックは自然分解されにくく、長期にわたり海に残るため、生態系や人の健康への影響が懸念されている。

合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を併せて処理する浄化槽。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。国は 2050 年までに目指すことを宣言しており、本市も同年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを旨とする「ゼロカーボンシティ」を表明している。

【さ行】

災害廃棄物

地震、津波、洪水等の災害に伴って発生する廃棄物。倒壊・破損した建物などがれき、木くず、コンクリート塊、金属くず等をいう。

再生利用施設（再生利用業者）

排出された廃棄物を原料として再生利用する、廃棄物処理法で指定を受けた施設、事業者。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で規定された汚泥、廃油、廃プラスチック等の 20 種類の廃棄物。

資源循環型社会

自然界から新たに採取する資源をできるだけ少なくし、取り出した資源は長期間社会で使用し、使用済みとなったものも循環資源として投入することにより、最終的に自然界へ廃棄されるものをできるだけ少なくすることを基本とする、環境への負荷をできる限り少なくした社会。

浄化槽汚泥

合併浄化槽あるいは単独浄化槽の点検や清掃時に発生する汚泥。

食品ロス

まだ食べられるのに捨てられてしまう食品。

3R（スリーアール）

環境にやさしい循環型社会の形成を推進するため、資源を無駄なく繰り返し使う考え方で、リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つの総称。

ゼロエミッション

あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システム。

ゼロカーボンシティ

2050年までにCO₂（二酸化炭素）排出量を実質ゼロにすることを目指す地方自治体。

【た行】

単独処理浄化槽

し尿（トイレの汚水）のみを処理する浄化槽。

中間処理

廃棄物の減容化や資源化のため、最終処分の前に行う焼却、破碎、脱水等の処理。

展開検査

施設の安定稼働のため、ごみ収集車で処理施設に搬入されたごみを開封し、不適正物が混入されていないかを調べる検査。

【な行】

生ごみ堆肥化容器

家庭から出る生ごみの自家処理を推進するため、生ごみを分解させ、その容量を減少し堆肥化させる機能を備えたもの。

【は行】

ばい煙

燃料を燃やしたときに出る、すすと煙。特に不完全燃焼によって発生する大気汚染物質のことをいう。

廃棄物

人の活動に伴って発生するもので、ごみなどの汚物や利用したり売却したりできないために不要になった全ての固形状又は液状のもの。

フードドライブ

家庭や事業所で余っている未使用食品を持ち寄り、フードバンクや福祉施設などに寄付することで、食べ物を必要としている人に届ける活動。

プラスチック使用製品

容器や包装物ではない、そのもの自体が製品であるプラスチック。

【ら行】

6 R 県民運動

海洋プラスチックごみの発生抑制と海洋への流出を防止するため、ごみ削減に必要な従来の3 Rに、プラスチックごみの発生抑制や海洋流出防止のために新たな3つのR「Refuse（リフューズ）」「Return（リターン）」「Recover（リカバー）」を加え、静岡県独自の「6 R（ろくあーる）」として県民総参加で取り組んでいる運動。

令和 4 年度
磐田市一般廃棄物処理実施計画
(案)

令和 4 年 月

磐 田 市

目次

第1節 総則 1

第2節 ごみ処理実施計画 2

第3節 生活排水処理実施計画 11

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項及び磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第13条に基づき、令和4年度磐田市一般廃棄物処理実施計画を定める。

第1節 総則

1 目的

本計画は、令和4年度における一般廃棄物等の処理に関して、市民・事業者の理解と協力による3Rの推進に向けた取組み、収集運搬、中間処理、最終処分等に係る計画を定め、廃棄物の減量や資源化を推進するとともに、生活環境を清潔に維持し、公衆衛生の向上と市民の福祉増進に努めるものとする。

また、SDGsの目標達成にも貢献していくものである。

《廃棄物処理におけるSDGs》



2 計画期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

3 計画区域

磐田市全域

第2節 ごみ処理実施計画

1 基本方針

- (1) 市民・事業者の理解と協力による3Rの推進
- (2) ごみの適正処理の推進
- (3) 最適なごみの処理体制の構築

2 ごみの排出量見込み

- (1) 令和4年度ごみの排出量見込み

| 排出量見込み | 排出量 | 可燃ごみ | 資源にするごみ | 埋立ごみ |
|---------|----------|----------|---------|-------|
| 定期収集ごみ量 | 27,490 t | 24,000 t | 3,190 t | 300 t |
| 直接搬入ごみ量 | 16,130 t | 14,700 t | 980 t | 450 t |
| 資源集団回収量 | 2,200 t | | 2,200 t | |
| 合計 | 45,820 t | 38,700 t | 6,370 t | 750 t |

※令和3年度実績見込み（R3.2～R4.1）をもとに算出

3 ごみの排出抑制のための方策に関する事項

- (1) 3Rの推進に関する主な取組み

- ① 施設見学等を実施し、ごみの減量やリサイクルの必要性について啓発するとともに、広報やホームページ等でごみの減量やリサイクルに関する情報を随時発信する。
- ② ごみ発生抑制のため、市民や事業者による多量の枝木や草などの搬入について、再生利用業者への搬入を促進する。
- ③ 資源回収の奨励金交付と生ごみ堆肥化容器の設置費補助を行い、家庭から排出されるごみの減量・リサイクルを推進する。
- ④ 雑がみ530（ごみゼロ）スタンプラリーを実施し、市民がリサイクルできる紙類を分別するきっかけとする。
- ⑤ 市役所やひと・ほんの庭にこっとの展示スペースで3Rやプラスチックごみ削減、食品ロス削減等の啓発活動を行うことで、市民のごみに関する意識の向上を図り、より一層のごみ減量・リサイクルを推進する。

- (2) 食品ロス削減に関する主な取組み

- ① 市内事業者と連携し、「値引きシールを集めて食品ロス削減キャンペーン」を実施する。
- ② 家庭や事業所で余っている食品を集め、NPO法人や社会福祉協議会を通じて、フードドライブ事業を推進する。

- (3) プラスチックごみ削減に関する主な取組み

- ① マイボトルやマイバッグの持参を推進することで、使い捨てプラスチック製品の排出抑制やプラスチックごみの削減に努める。

- ② プラスチック資源循環促進法の動向を注視し、プラスチック一括回収に適切に対応する。
 - ③ マイバッグの利用促進や、レジ袋削減に取り組むため、市ホームページや広報いわたで啓発する。
- (4) ごみの適正処理に関する主な取組み
- ① 回収日時や分別方法、品目ごとの分別早見表などを掲載した家庭ごみ収集カレンダーやごみ分別ガイドブックを作成、全戸配布し、周知、啓発する。
 - ② ごみ集積所の新設や修繕に要する費用の一部を補助金として自治会に交付する。
 - ③ 自己搬入の手段を持たない家庭に、有料で戸別収集を実施する。
 - ④ 事業者向けのごみの分け方・出し方パンフレットを作成し、市内事業所への配布や、市ホームページで排出者責任や適正処理、リサイクル等の周知、啓発をする。
 - ⑤ 外国人向けにごみ分別ガイドブックを作成し、ごみの適正処理を周知、啓発する。
 - ⑥ 磐田市クリーンセンターで展開検査を実施し、搬入される事業系一般廃棄物の可燃ごみから紙類・古着の資源化を進めるとともに、排出事業者や収集運搬許可業者に対し可燃ごみに産業廃棄物を混入しないよう指導を行う。
 - ⑦ 審議会を開催し、一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項、その他必要な事項について審議する。
- (5) 最適なごみ処理体制に関する主な取組み
- ① 市民が排出した廃食用油をコンテナ方式で回収し、バイオディーゼルに精製し、軽油の代替燃料として、市の収集車に使用する。
 - ② 磐田市クリーンセンターへ搬入される剪定枝等の樹木をチップ化し、資源化を推進する。
 - ③ 焼却灰やガラス、陶器の処理を民間施設に委託し、効率的・安定的な資源化を行う。
 - ④ リサイクルステーションで回収する資源ごみの品目に小型充電式電池、ハブラシ、インクカートリッジを追加し、更なる資源化を促進するとともに、古紙・古布の拠点回収、パソコン・携帯電話等のBOX回収を実施する。

4 収集運搬計画

(1) 家庭系廃棄物

① 収集運搬体制

市の業務委託による収集運搬又は施設への自己搬入を基本とし、対応できない廃棄物については、市による粗大ごみ戸別収集制度の利用又は排出者から許可業者への委託による収集運搬とする。

② 分別区分と排出方法

家庭ごみ収集カレンダーに定める収集地区毎に収集日を定め、地域のごみ集積所に排出する。

| 分別区分 | 排出方法 | 収集回数 |
|-------------|---|------|
| 可燃ごみ | ①市指定の可燃ごみ専用袋を使用する。指定袋に入らないごみは指定の大きさに切り、市指定ごみ収集券をごみに貼付する。ただし、プラスチック使用製品類は、可燃ごみ専用袋に入る物のみとする。 ②一度に2袋までとする。ただし、剪定枝・草は別に2束又は2袋まで排出可能とする。 ③1袋の重量は、概ね8kg以内とする。 | 週2回 |
| 空き缶 | ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。 ※スプレー缶は専用のコンテナへ入れる。 | 月1回 |
| 空きびん | 無色・茶色・その他の色の3種類に分け、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。 | |
| ペットボトル | ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。 | |
| 廃食用油 | ペットボトル等の空き容器に入れ、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。 | |
| プラスチック製容器包装 | ①市指定の不燃ごみ専用袋を使用する。 ②一度に4袋までとする。 | 週1回 |
| 金物・小型電化製品 | ①市指定の不燃ごみ専用袋を使用する。入らない場合は30cm×50cm×120cm以内に限り市指定ごみ収集券をごみに貼付する。 ②一度に3袋までかつ1袋の重量は、概ね8kg以内とする。 | 月1回 |
| 有害ごみ | 市指定の不燃ごみ専用袋を使用するか、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。(電池、水銀入り体温計、蛍光灯など) | |
| 埋立ごみ | ①指定の不燃ごみ専用袋を使用する。入らない場合は30cm×50cm×120cm以内に限り市指定ごみ収集券をごみに貼付する。 ②一度に2袋まで、かつ1袋の重量は、概ね8kg以内とする。 | |

③ 収集運搬方法

市から委託された事業者が、「家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書」に定められた方法で、収集運搬する。

(2) 事業活動に伴う一般廃棄物

① 収集運搬体制

排出事業者及び許可業者（別表 1）とする。

② 収集運搬方法

排出事業者及び許可業者の許可車両により、公衆衛生に十分配慮して収集運搬するものとする。

③ 処理の方法及び処理主体

可燃ごみは、磐田市クリーンセンターへ搬入し、焼却するものとする。

(3) 再生利用されることが確実であると市長が認めた一般廃棄物

① 収集運搬体制

法施行規則第 2 条第 2 号の規定により市から収集運搬の指定をされた事業者（別表 2）とする。

② 収集運搬方法

指定を受けた車両により、公衆衛生に十分配慮して収集運搬するものとする。

③ 処理主体

法施行規則第 2 条の 3 第 2 号の規定により市から一般廃棄物処分業の指定を受けた事業者（別表 3）に搬入の上、処理及び処分するものとする。

(4) 粗大ごみ等の一般廃棄物

① 市が指定する処理施設へ搬入する。

② 自己搬入の手段を持たない世帯等は、市の粗大ごみ戸別収集又は法第 7 条第 1 項の規定により本市が許可した収集運搬業者を利用する。

(5) 資源ごみの回収

リサイクルステーションを開設し、資源ごみを無料で回収する。

| 受入日時 | | 実施場所 | |
|-----------------------|--------------------|-----------------------------|-----------|
| 月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) | 8:30 ～ 17:00 | リサイクルステーション | 新島 252-2 |
| 毎週日曜日 (年末年始を除く) | 9:00 ～ 11:00 | 福田交番西向かい | 福田 2483 |
| 第 2 日曜日 | | 竜洋古紙ストックヤード | 平間 1613-1 |
| 第 3 日曜日 | | 豊岡支所南側駐車場 | 下野部 48 |
| 第 4 日曜日 | | 磐田市防災備蓄ステーション (旧豊田支所) 北側駐車場 | 森岡 150 |

5 適正処理等

(1) 在宅医療廃棄物

- ① 注射器等の鋭利な医療廃棄物は医療機関等へ持ち込むものとし、感染性廃棄物として医療機関等が処理を行う。
- ② ①以外の非鋭利な医療廃棄物については、感染性等の恐れがある物（内容物や付着物等）を事前に除去し、分別区分に従い、家庭系廃棄物として処理を行う。

(2) パソコン及び携帯電話（タブレット型端末含む）

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、不要となったパソコンは製造メーカーに回収を依頼、携帯電話は販売店で回収を依頼するほか、公共施設に設置した回収BOXを利用して処理する。

(3) その他

① 自己処理を行う一般廃棄物

一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。以下同じ。）は、廃棄物を自ら収集し、運搬し、又は処分するときは、法施行令第3条の基準に従い処理しなければならない。

② 多量の一般廃棄物

一時に多量の一般廃棄物を生ずる土地及び建物の占有者は、自ら処理しなければならない。ただし、自ら処理できないときは、その旨を市長に届け出て、その処理方法について指示を受けなければならないものとし、市長は廃棄物の特性に応じ、市で定める施設への持込み等につき指示するものとする。

③ 犬、ねこ等の死体の処理及び処分

犬、ねこ等の死体は、その飼い主又は占有者において自ら処分しなければならない。ただし、自ら処分できないときは、市長にその旨を届け出て、その処理方法について、指示を受けなければならない。犬、ねこ等の死体で市が取り扱うものは、民間施設へ委託し、火葬するものとする。

(4) 市が収集しないごみ

① 個別リサイクル法等に基づきメーカー等により回収されるごみ

| 品目 | 処理の方法 |
|---|--|
| 特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。） 施行令第1条各号に規定する機械器具（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機） | 排出者は、家電リサイクル法に基づき、小売業者に引取りを依頼するか、排出者が自ら、又は市の粗大ごみ戸別収集を利用して指定の引取場所に搬入する。 |
| 自動車 | 排出者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、都道府県知事等の登録を受けた業者に引取りを依頼する。 |
| 自動二輪車 （原動機付き自転車を含む。） | 排出者は、国内二輪車メーカー及び輸入事業者の自主的取組みである二輪車リサイクルシステムに基づく「廃棄二輪車取扱店」又は「指定取引窓口」に持ち込み、引取りを依頼する。 |

② 処理施設において処理が困難なごみ

| 品目 | 処理の方法 |
|--|--|
| プロパンガスボンベ（家庭用カセットボンベを除く。） | 排出者はプロパンガス取扱店に相談するか、購入店に引取りを依頼する。 |
| 消火器 | 排出者は、消火器メーカーの自主的取組みである廃消火器リサイクルシステムに基づきメーカーに依頼する。 |
| ガソリン、灯油、 オイル（植物性油を除く） | 排出者は、ガソリンスタンドに処理を相談するか、購入店に引取りを依頼する。 |
| 自動車・自動二輪車の解体部品 （タイヤ、ホイール、 ドア、燃料タンク等） | 排出者は、自動車販売業者、カーショップ、タイヤ専門店、ガソリンスタンド、解体業者等に処理を相談するか、購入店に引取りを依頼する。 |
| バッテリー、ピアノ、 太陽光パネル、石膏ボード、 農薬などの薬品 | 排出者は、購入店又はメーカー等に引取りを依頼する。 |
| その他の処理困難物 | 専門業者又は購入店に引取りを依頼する等の方法により適正に処理するものとする。 |

6 中間処理計画

ごみ種類ごとの中間処理計画は、次のとおりとする。

(1) 可燃ごみ

| 施設名 (所在地) | 処理能力 処理方法 | ごみ種類 | 中間処理 計画量 | 資源化 計画量 |
|-----------------------------|----------------------------------|------|-------------|------------|
| 磐田市クリーンセンター (磐田市刑部島 301) | ・ 112t/日×2 炉 (焼却炉) ・ ストーカ式焼却炉 | 可燃ごみ | 38,700 t | 2,260 t |

(2) 資源ごみ

| 施設名 (所在地) | 処理能力 処理方法 | ごみ種類 | 中間処理 計画量 | 資源化 計画量 |
|-------------------------------|---|----------------------------------|-------------|------------|
| 中遠広域粗大ごみ処理施設 (磐田市新貝 59-1) | ・ 49.2t/日 ・ 破碎：二軸せん断式破碎 衝撃せん断式破碎 ・ 選別：磁力選別・風力選別 ・ 圧縮：油圧プレス 油圧圧縮梱包 ・ 保管可能容量：132 m ³ | プラスチック製 容器包装 | 1,400 t | 1,390 t |
| | | 金物・ 小型電化製品 | 1,270 t | 760 t |
| | | 有害ごみ パソコン 携帯電話 | 70 t | 70 t |
| 磐田広域リサイクルセンター (磐田市小中瀬 722) | ・ 保管可能容量：658 m ³ | 空きびん | 690 t | 685 t |
| | | ペットボトル | 180 t | 175 t |
| 民間施設 | — | 空き缶・ スプレー缶 | 190 t | 190 t |
| | | 廃食用油 | 40 t | 40 t |
| | | 古紙・古布 | 240 t | 240 t |
| | | ガラス・陶器 羽毛布団 使い捨てライター 金物 | 90 t | 90 t |

7 最終処分計画

埋立ごみ及び中間処理施設で処理された後に排出される残渣の最終処分計画は、次のとおりとする。

| 施設名 (所在地) | 施設規模 埋立方式 | 処理対象物 | 最終処分 計画量 |
|------------------------------------|--|-------|-------------|
| 中遠広域一般廃棄物最終処分場 (周智郡森町一宮 3606-3) | ・ 埋立容量：199,806 m ³ ・ 準好気性埋立 (セル・サンドイッチ方式) | 埋立ごみ | 750 t |
| | | 焼却残渣 | 2,250 t |
| | | 処理残渣 | 335 t |

8 一般廃棄物処理業の許可に関する方針

法第7条第1項及び法第7条第6項に基づく一般廃棄物処理業の許可に関する方針を次のとおり定める。

(1) 基本的な考え方

一般廃棄物処理業の許可を行うにあたっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の処理が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。

(2) 一般廃棄物処理業者の新規許可について

本市及び既存の収集運搬許可業者による一般廃棄物の収集又は運搬が困難な状況にはないため、法第7条第5項又は法第7条第10項の規定に基づく、一般廃棄物処理業の新規許可は行わない。ただし、一般廃棄物の処理が困難と判断した場合は、この限りではない。

(3) 一般廃棄物収集運搬業の許可範囲の見直し

家庭系廃棄物を処分する方法は、①地域のごみ集積所への排出、②処理施設への自己搬入、③本市が実施する粗大ごみ戸別収集制度の利用の3方式に限られており、高齢等により集積所への排出が困難又は引越しごみなどの一時多量ごみの処分が迅速にできないなどの課題がある。

このため、一般廃棄物収集運搬業者が家庭系廃棄物を収集できるよう許可範囲を見直し、以下の条件を満たす者に家庭系廃棄物の収集運搬許可を付与する。

- ・磐田市内に主たる営業所である本社を有する者であること。
- ・磐田市一般廃棄物収集運搬業の許可（取り扱いの種類 厨芥類、木屑、紙、布）を有している者であること。

別表1 許可業者一覧（令和4年〇月〇日現在）

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----------------|------------------|
| (株)アドバンス中部サービス | 御前崎市宮内 248-5 |
| (有)池上産棄クリーン | 磐田市高見丘 515 |
| (有)大橋商事 | 磐田市池田 703-1 |
| (有)オカダ商店 | 浜松市南区楊子町 1121-8 |
| (株)紙資源リサイクルセンター | 富士市蓼原 110 |
| (有)久野商店 | 浜松市南区兎野町 219 |
| (有)クリーンオオシバ | 磐田市下本郷 231-32 |
| (株)コーシンサービス | 磐田市笠梅 1220-18 |
| (株)三共 | 浜松市南区田尻町 203-1 |
| (株)タマヤ | 浜松市南区鶴見町 2500-3 |
| 東海環境整備(株) | 磐田市岩井 2037-3 |
| (株)ハシモト | 磐田市中泉 2640-2 |
| 磐南浄化槽(株) | 磐田市下岡田 358-2 |
| (株)磐南クリーン | 磐田市堀之内 1750-3 |
| (有)深田商店 | 磐田市下野部 1138-2 |
| 富士勝飼料(株) | 浜松市北区三方原町 2142-5 |
| (株)プラントフード・ニシムラ | 袋井市大谷 1243-8 |
| 丸九環境整備(有) | 浜松市南区瓜内町 241 |
| (株)ミダックホールディングス | 浜松市東区有玉南町 2163 |
| (株)ヤードウエスト浜松 | 磐田市富丘 226-4 |
| (株)山本エコロジーサービス | 浜松市中区神田町 758 |
| (有)やまや伊藤商店 | 磐田市国府台 634-1 |
| (株)リサイクルクリーン | 浜松市天竜区二俣町二俣 41 |

別表2 再生輸送業者一覧（令和4年〇月〇日現在）

| 名 称 | 所 在 地 |
|-------------|---------------|
| (有)丸十産業 | 磐田市大久保 767-25 |
| 金井 靖裕（養豚業） | 磐田市藤上原 533-30 |
| 長谷川 正治（養豚業） | 磐田市向笠西 460-2 |

別表3 再生活用業者一覧（令和4年〇月〇日現在）

| 名 称 | 所 在 地 |
|--------------|---------------|
| (有)丸十産業 | 磐田市大久保 767-25 |
| (株)ヤードウエスト浜松 | 磐田市富丘 226-4 |
| 金井 靖裕（養豚業） | 磐田市藤上原 533-30 |
| 長谷川 正治（養豚業） | 磐田市向笠西 460-2 |

第3節 生活排水処理実施計画

1 基本方針

- (1) 公共下水道：整備区域内における下水道接続への啓発・指導
- (2) 農業集落排水施設：西島・玉越地区及び敷地地区の施設の適正な処理
- (3) 合併処理浄化槽：補助金制度の活用を促す広報活動
- (4) し尿処理施設：安定した収集業務と整備状況や搬入状況に応じた施設運営・施設管理

2 生活排水処理形態人口見込み及びし尿・浄化槽汚泥排出量見込み

- (1) 磐田市一般廃棄物処理基本計画における令和4年度生活排水処理形態人口見込み

| | |
|----------------|----------|
| 行政区域内人口 | 167,934人 |
| 水洗化・生活雑排水処理人口 | 154,941人 |
| 公共下水道 | 145,123人 |
| 農業集落排水 | 1,662人 |
| 合併処理浄化槽 | 8,156人 |
| 水洗化・生活排水未処理人口 | 9,595人 |
| 非水洗化人口（くみ取り便槽） | 3,398人 |

- (2) し尿・浄化槽汚泥排出量見込み

| 排出量見込み | し尿 | 浄化槽汚泥 |
|-----------|----------|-----------|
| 27,000 kℓ | 4,000 kℓ | 23,000 kℓ |

3 収集運搬計画

- (1) し尿

① 収集区域

下水道及び農業集落排水処理施設接続世帯を除く市内全域とし、磐田市が直接収集する施設を除くその他の世帯は、許可業者による業者間地域割とする。

② 収集運搬を行う者とその収集地域

磐田市及び許可業者とし、収集する地域は次のとおりとする。

| 名称 | 所在地 | 地域 |
|---------------|--------------|------------|
| (有)磐田クリーンサービス | 磐田市下岡田 358-2 | 磐田地区（区域割有） |
| (株)ハシモト | 磐田市中泉 2640-2 | |
| 磐南浄化槽(株) | 磐田市下岡田 358-2 | 福田・竜洋・豊田地区 |
| 天竜二俣清掃(株) | 浜松市浜北区竜南 258 | 豊岡地区 |

③ 収集の申込み及び収集運搬方法

地域担当許可業者に各自申し込むものとする。申込みを受けた許可業者は、できるだけ早期に許可を受けた車両により公衆衛生に十分配慮して収集し、磐田市衛生プラントへ搬入するものとする。

④ 処理の方法及び処理主体

磐田市衛生プラントにおいて直接脱水＋希釈・下水道放流方式により処理するものとする。

(2) 浄化槽汚泥

① 収集区域

下水道及び農業集落排水処理施設接続世帯を除く市内全域とする。

② 収集運搬を行う者とその収集地域

許可業者とし、収集する地域は次のとおりとする。

| 名 称 | 所 在 地 | 地 域 |
|-----------|--------------|---------------|
| (株)ハシモト | 磐田市中泉 2640-2 | 磐田地区 |
| 磐南浄化槽(株) | 磐田市下岡田 358-2 | 磐田・福田・竜洋・豊田地区 |
| 天竜二俣清掃(株) | 浜松市浜北区竜南 258 | 豊岡地区 |

③ 収集の申込み及び収集運搬方法

地域担当許可業者に各自申し込むものとする。申込みを受けた許可業者は、速やかに許可を受けた車両により公衆衛生に十分配慮して収集し、磐田市衛生プラントへ搬入するものとする。

④ 処理の方法及び処理主体

磐田市衛生プラントにおいて直接脱水＋希釈・下水道放流方式により処理するものとする。

(3) 浄化槽清掃

① 清掃区域

下水道及び農業集落排水処理施設接続世帯を除く市内全域とする。

② 清掃を行う者とその清掃地域

許可業者であって、浄化槽法第 35 条第 1 項の規定により許可した事業者とし、清掃する地域は次のとおりとする。

| 名 称 | 所 在 地 | 地 域 |
|-----------|--------------|---------------|
| (株)ハシモト | 磐田市中泉 2640-2 | 磐田地区 |
| 磐南浄化槽(株) | 磐田市下岡田 358-2 | 磐田・福田・竜洋・豊田地区 |
| 天竜二俣清掃(株) | 浜松市浜北区竜南 258 | 豊岡地区 |

③ 清掃の申込み

地域担当清掃業者に各自申し込むものとする。

4 中間処理計画

| 名 称 | 所 在 地 | 処理能力・処理方法 |
|-----------|-------------|---|
| 磐田市衛生プラント | 磐田市千手堂 2066 | し尿 6 kl/日, 浄化槽汚泥 92 kl/日 直接脱水＋希釈・下水道放流 |